

上郷地域防災計画

【災害への備えと対策】



平成 29 年 4 月

上郷地域自主防災会

目次

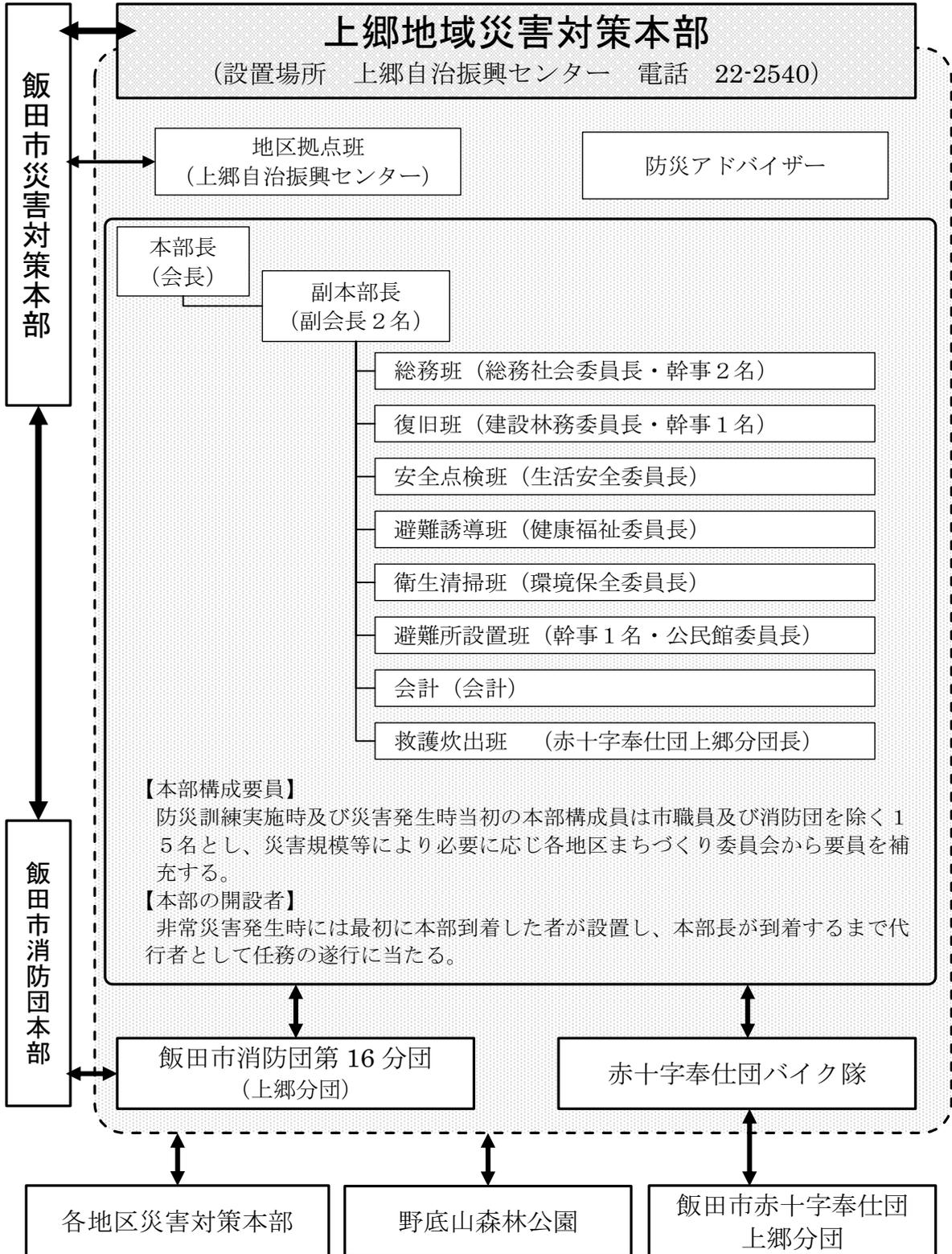
I 本編	1
1 組織図	1
(1) 上郷地域自主防災会組織図	1
(2) 各地区自主防災会組織図（ひな形）	2
(3) 地区災害対策本部の任務（ひな形）	3
2 災害対策編	4
(1) 構成図（目的・目標等）	4
(2) 地震発生後の時間経過と自主防災活動	5
(3) 日頃からの備えマニュアル	7
(4) 安否確認マニュアル	8
3 風水害対策	9
(1) 構成図（目的・目標等）	9
(2) 日頃からの備えマニュアル	10
(3) 警戒避難体制マニュアル	11
4 火災対策編	14
(1) 家庭における日頃の備え	14
(2) 組織としての日頃の備え	14
(3) 火災時の役割	14
(4) 火災後の被災者の対応	15
5 雪害対策編	15
(1) 注意報（气象台発表）	15
(2) 警報（气象台発表）	15
(3) 車道除雪方針	16
(4) 各地区自主防災会の役割	16
(5) 地域住民の除雪	16
(6) 建築物対策	17
(7) 災害時要配慮者等への対応	17
6 子どもに対する声掛け事案編	17
(1) 組織としての日頃の備え	17
(2) 発生時の対応	17
7 行方不明者の捜索編	17
(1) 基本的な考え方	17
(2) 炊き出し等の経費について	18
8 災害対策本部及び避難所の設置設営	19

(1)	上郷地域災害対策本部設置運営マニュアル	19
(2)	各地区災害対策本部設置運営マニュアル（ひな形）	24
(3)	避難所設置運営マニュアル（ひな型）	26
9	備品備蓄方針・計画	28
(1)	備品備蓄方針	28
(2)	備品備蓄計画	28
(3)	避難施設	29
10	防災訓練及び計画の見直し	30
(1)	地震防災訓練の実施	30
(2)	水防訓練の実施	30
(3)	地域防災計画の見直し	30
II	資料編	31
1	避難施設・避難地一覧（29年4月現在）	31
2	地域内一次避難所一覧	33
3	地域内土木業者・水道業者一覧	34
(1)	建設業（土木建築・土木工事）	34
(2)	水道業者（水道・下水道）	34
4	地域内病院・診療所一覧	35
5	非常用公衆電話	36
(1)	設置個所	36
(2)	使用方法	37
6	上郷地区自主防災会デジタル簡易無線運用マニュアル	38
7	様式集	40
(1)	被害状況報告書	
(2)	上郷地域災害対策本部及び各地区災害対策本部が被害状況を取りまとめ報告する様式	
(3)	被害状況報告書建物被災状況チェックシート	
(4)	上郷地域災害対策本部受付簿	
(5)	各地区災害対策本部活動状況取りまとめ表	
(6)	難者名簿（世帯単位）	
(7)	避難所活動状況一覧表	

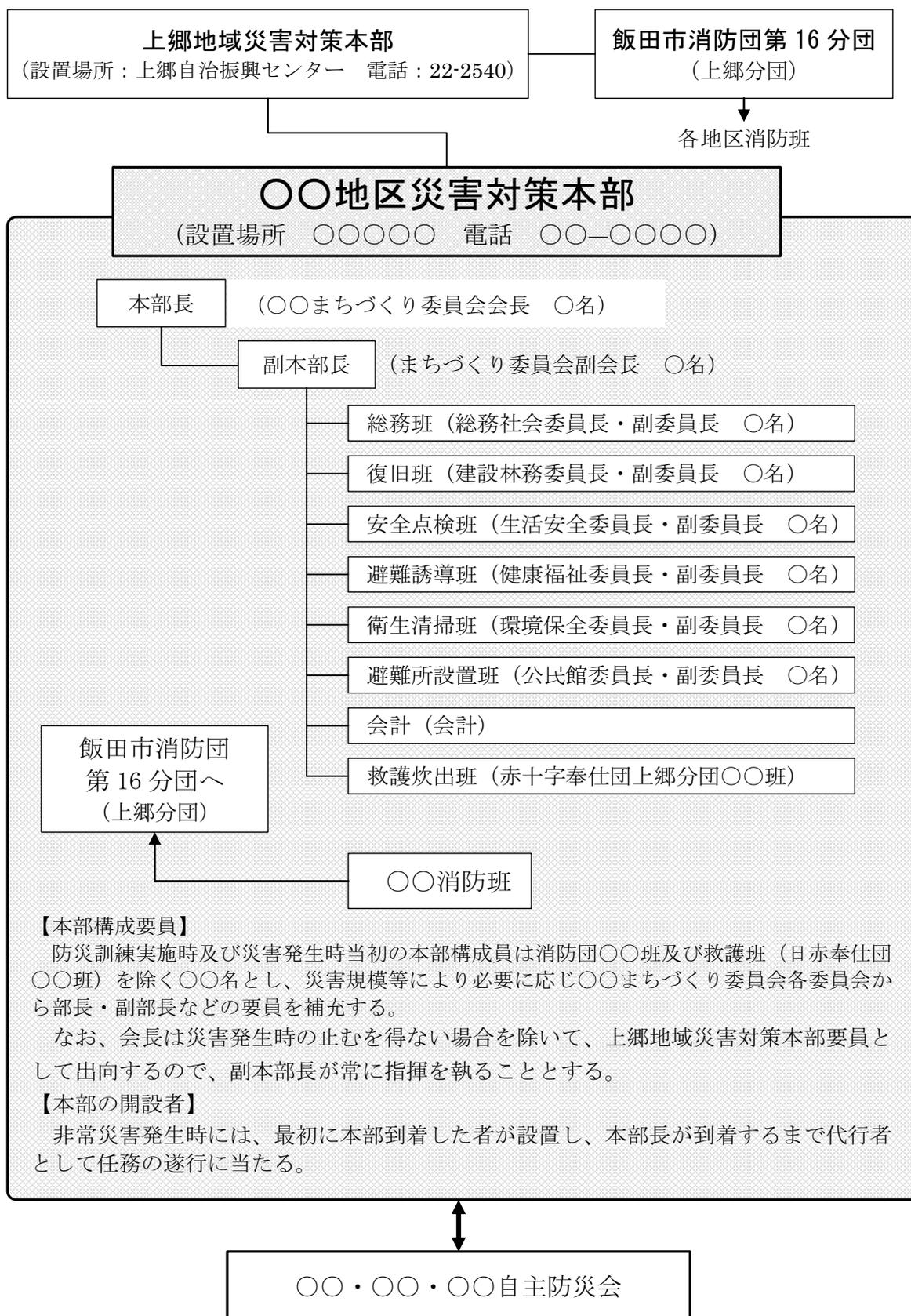
I 本編

1 組織図

(1) 上郷地域自主防災会組織図



(2) 各地区自主防災会組織図 (ひな形)



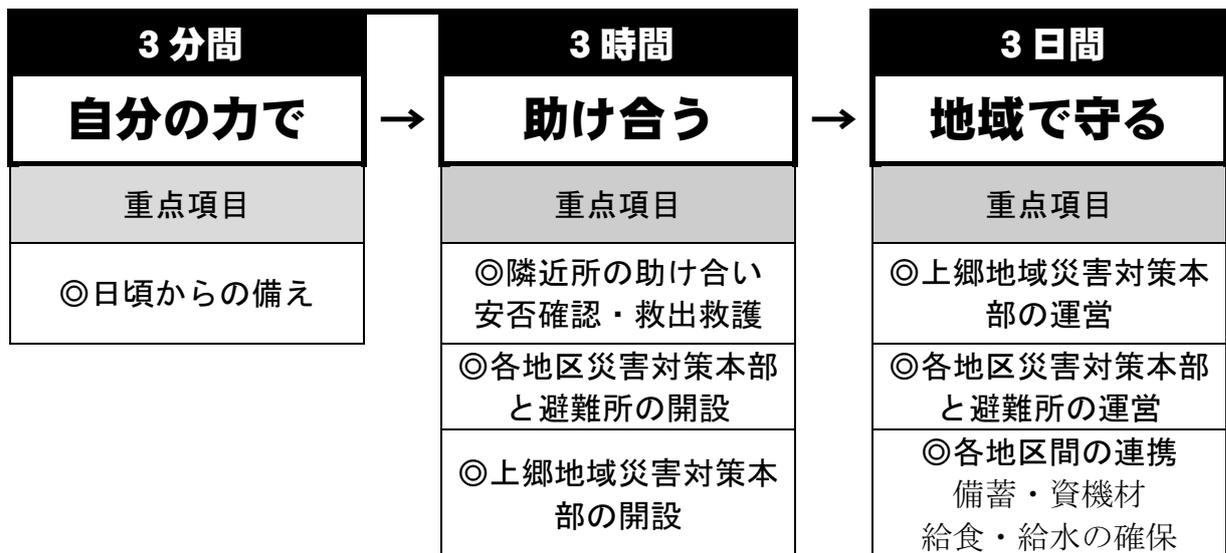
(3) 地区災害対策本部の任務（ひな形）

	平 常 時	災 害 時
本部長	① 防災計画の整備・防災訓練の実施 ② 地区住民への防災意識の普及・啓発を図り意識の高揚に努める	① 地区災害対策本部を統括し、上郷地域災害対策本部との連携を図る
副本部長	① 本部長を補佐	① 本部長を補佐し、不在時にはその職務を代行
総務班	① 住宅地区・道路地区・河川等防災地区・助け合いマップの確保整備 ② 地区内の備蓄資機材の把握・点検・整備 ③ 情報収集・伝達・安否確認訓練実施 ④ 各戸での非常持出品整備の啓発	① 関係個所との情報収集および発信 ② 安否確認 ③ 地域住民への情報伝達・広報 ④ 備蓄資機材の運用管理
復旧班	① 地区内の危険個所の把握・点検 ② 危険個所を地区内住民への広報 ③ 応急復旧のための地区内建設業者への応援協力体制構築	① 地区内の被災個所の把握・応急復旧 ② 応急復旧のための重機・車両の調達の上郷地域災害対策本部への応援要請 ③ 消火班長の指導による救助活動
安全点検班	① 復旧班長と共同で地区内の危険個所把握・点検および地区内住民への広報 ② 防犯パトロール	① 被災個所の通行止め等の応急対応 ② 被災地域の防火・防犯パトロール ③ 避難誘導班長と共同で、被災者への救援品・飲料水等の配布
避難誘導班	① 助け合いマップの整備 ② 総務班長と共同で非常用飲料水・食料の応急医薬品の備蓄・点検	① 総務班長と共同で安否確認 ② 総務班長と共同で避難の呼掛けおよび安全な避難誘導 ③ 被災者への救援品・飲料水等の配布
衛生清掃班	① 仮設トイレ・ゴミ処理対策の検討 ② 被災個所の瓦礫等廃棄物処理の検討	① 仮設トイレ設置、し尿処理対応 ② 避難所などのごみ分別処理対応 ③ 被災地域・避難所の防疫対策
避難所設置班	① 避難所開設の検討	① 避難所の開設およびレイアウト設定 ② 避難所入所者の秩序ある生活の指導
救護炊出班	① 総務班長と共同で、非常持出品整備の啓発 ② 救助訓練・応急処置方法の訓練 ③ 炊出し用具の点検・整備および炊出し訓練	① 応急救護活動 ② 炊出し活動 ③ 医療機関への重傷者搬送
消火班 (消防団)	① 日常における防火意識の啓発 ② 消火訓練・救助訓練	① 被災個所の消火・救助

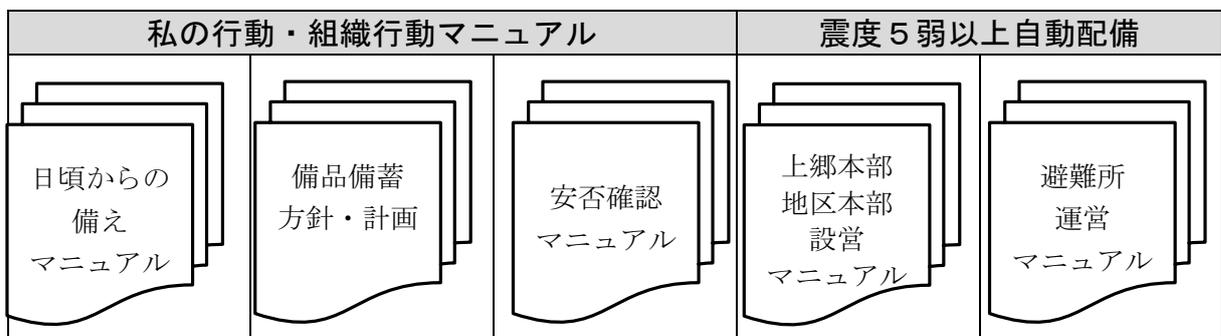
2 災害対策編

(1) 構成図 (目的・目標等)

被害認定 (飯田市全体)	<ul style="list-style-type: none"> ●伊那谷断層帯 (直下型地震) : マグニチュード8.0、震度6強～7 ○建物被害 : 木造全壊15,339棟○木造中壊15,905棟、 ○火災 : 68件、 ○人的被害 : 死者245人、重傷者446人、軽傷者8,478人 ●南海トラフ巨大地震 : マグニチュード9.1、最大震度6強 ○建物全壊2,400棟、死者50人 (長野県内最悪ケース)
目的	迅速かつ組織的な災害対応・地区間連携の確立
目標	3分・3時間・3日間の対応による安全安心の確保



防災訓練の実施



(2) 地震発生後の時間経過と自主防災活動

状況	個人（私）の行動	各地区災害対策本部の行動	上郷地域災害対策本部の行動
地震発生	<ul style="list-style-type: none"> 1 身を小さくし頭を守り、動かず、身の安全を図る 2 戸外への出口確保 3 家族で地震発生を大声で掛け合う 4 火の始末 		
揺れがおさまる	<ul style="list-style-type: none"> 1 火の元の確認（ガスの元栓を閉める・電気の元スイッチを切る） 2 家族（外出家族も）の安全・安否確認 3 戸外に出る（非常持出品を忘れずに） 		
隣近所の助け合い	<ul style="list-style-type: none"> 1 隣近所に声を掛け安否確認 2 隣近所での出火の確認 3 組長宅周辺に集まる 4 組長に安否確認・負傷者救助の連絡 5 みんなで救出活動 6 みんなで消火活動 7 一次避難所へ行く(組長、班長、自宅を失った方、災害弱者) 8 ラジオ・同報無線等による情報確認 9 避難施設へ行く(自宅を失った方、災害弱者) 		

状況	個人（私の） 行動	各地区災害対策本部	上郷地域災害対策本部
災害対策本部の設置		<p>各地区災害対策本部設置 (20分以内が望ましい) 震度5弱以上 自動配備</p> <p>① 地区災害対策本部設置完了を上郷地域災害対策本部へ報告 ② 総務班長は、各班長へ班内の被害状況の報告を指示し取りまとめる ③ 上郷地域災害対策本部へ被害状況の報告 ④ 避難所の開設</p> <p>飯田市および上郷地域災害対策本部からの情報を住民に伝達 地区内の安否確認および被害情報収集（1時間以内が望ましい）</p>	<p>上郷地域災害対策本部設置 (30分以内が望ましい) 震度5弱以上 自動配備</p> <p>① 上郷地域災害対策本部設置完了を飯田市災害対策本部へ報告 ② 各地区災害対策本部設置状況の報告を指示 ③ 各地区災害対策本部へ被害状況の報告を指示 ④ 総務班及び地区拠点班は、各地区災害対策本部の被害状況を取りまとめる ⑤ 飯田市災害対策本部へ上郷地域内の被害状況を報告 ⑥ 上郷小・高陵中避難施設開設</p> <p>飯田市および上郷地域対策本部からの情報を各地区対策本部へ伝達 地域内の安否確認および被害情報収集 (1時間以内が望ましい)</p>
		災害対策本部の運営避難生活	<p>① 秩序ある避難生活 ② 応援、ボランティア活動のため待機</p>

(3) 日頃からの備えマニュアル

日頃からの備えマニュアル

1 家庭で備えること

(1) 家庭で防災会議を開く

- ア 家族一人ひとりの役割を決める。
- イ 家の内外の危険個所を確認し改善する。
- ウ 災害時の連絡方法・避難所を確認し、地域防災計画概要版に記載する。
- エ 非常持ち出し品を常備し、すぐ取り出せる場所に保管する。
- オ 1週間分以上の食料と飲料水を確保する。

(2) 住宅の耐震強化に向け

- ア 耐震診断を受ける（昭和56年建築以前の木造住宅）。

(3) 家の中の防災対策

- ア 家具の転倒防止とガラス飛散防止に努める。
- イ 安全なスペースをつくる。
- ウ 玄関など出入口までの通路に倒れやすい家具などを置かない。
- エ 棚や食器棚などは、中のものが飛びださないようにする。
- オ 住宅用火災警報器の設置をする。
- カ 家庭用消火器の設置をする。

(4) 家の周辺の防災対策

- ア 屋根瓦やアンテナを確認し修理する。
- イ 基礎がないもの、ひび割れなどのブロック塀の補強をする。
- ウ プロパンガスを鎖で固定する。
- エ ベランダに落下物を置かない。
- オ 窓や戸棚のガラスに飛散防止フィルムなどを貼る。

2 地区・地域で備えること

(1) 地域住民への防災知識の普及啓発

<目標年度>

- | | |
|-------------------|------|
| ア 防災訓練を実施し参加を促す。 | <通年> |
| イ 各種講習会を開催する。 | <通年> |
| ウ 地域防災計画概要版を配布する。 | <通年> |
| エ 消火器設置の推進と斡旋をする。 | <通年> |
| オ 転倒防止器具の斡旋をする。 | <通年> |

(2) 地域内の防災環境の確認

- | | |
|-----------------|------|
| ア 地域防災計画を備える。 | <通年> |
| イ 地域の危険箇所を把握する。 | <通年> |

※各地区では土砂災害特別警戒区域・浸水想定区域・道路等の寸断が予想される箇所等を一覧表にして記載する。

- | | |
|---------------------|------|
| ウ 災害時要援護者を把握する。 | <通年> |
| エ 人材台帳の整備をする。 | <通年> |
| オ 災害時における協力協定の検討と推進 | <通年> |

(3) 備品備蓄、資機材の整備点検

- | | |
|-----------------------|------|
| ア 資機材の点検整備と使用方法の確認 | <通年> |
| イ 備品備蓄方針・計画により整備を進める。 | <通年> |

(4) 応急避難施設である、各地区集会施設の耐震化工事

(5) 防災訓練の実施

地域防災計画に従った訓練を実施し、随時改善をしていく。 <通年>

(4) 安否確認マニュアル

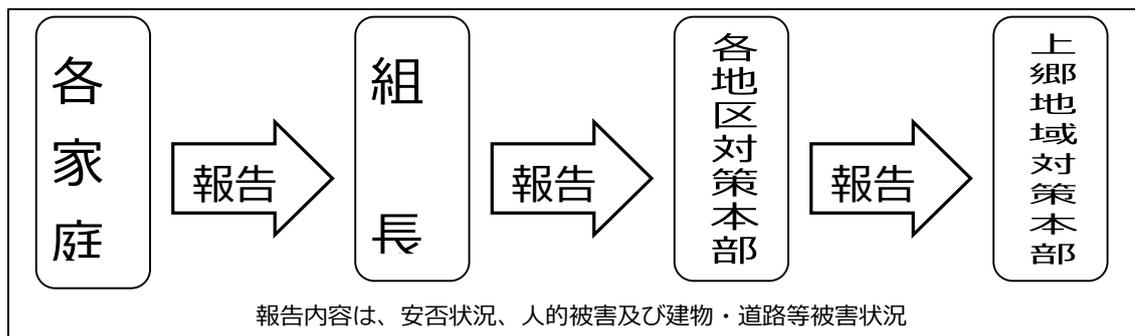
安否確認マニュアル

1 家族の安否確認

- (1) 地震発生後、揺れが治まった時点で在宅家族相互に声を掛け合う。
- (2) 災害時は、被災地を中心とした地域へは電話が繋がらないので、遠方の親戚などを安否確認中継個所として、家族および外出者はその親戚などへ安否連絡する。
- (3) 災害用伝言ダイヤル（171）の活用（声を残す）
- (4) 災害伝言板の活用（文字を残す）

2 隣近所の安否確認

- (1) 地震発生後、揺れがおさまって数分後に組長宅付近の空き地または路上へ、各家族の在宅者全員又は代表者が集合して、各家族の安否状況、人的被害及び建物被害状況などを組長(不在等の場合は代理者)に報告する。
- (2) 組長(不在等の場合は代理者)は、組合内及び近隣組合未加入者の安否状況、人的被害、建物及び道路被害状況などを様式1により取りまとめ班長(不在等の場合は代理者)へ提出する。
- (3) 班長(不在等の場合は代理者)は、組長(不在等の場合は代理者)から提出があった様式1を様式2（集計表）にとりまとめ、地区災害対策本部へ様式1を添付し提出する。
- (4) 地区災害対策本部の総務班は、上郷地域災害対策本部へ被害状況（様式3）を報告する。



3 組合未加入者の安否確認

- (1) 地震発生後、揺れがおさまったら組合への加入の有無に拘わらず隣近所で声を掛け合い、組合未加入者の隣人の組合加入者は、組合未加入者を含めた安否状況・人的被害の有無を組長に報告する。その後の報告は隣近所の安否確認に準ずる。
- (2) アパート等で組合未加入者が居住している個所は、大家と連携を取る中で、班長の指示により班内居住者でアパート在宅者の安否状況・人的被害の有無を確認する。

4 要援護者の安否確認

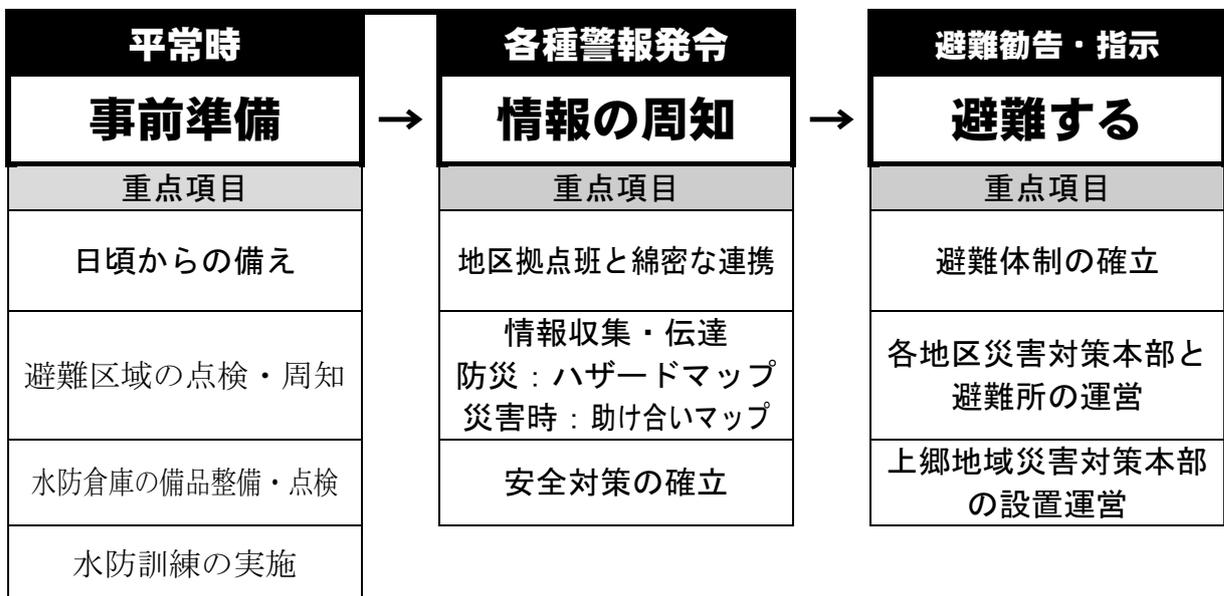
要援護者については、「組長宅周辺に集まる」ことが困難と思われるので、以下のとおりとする。

- (1) 地震発生後、揺れが治まったら隣近所居住者又は支援者が訪問し、安否状況・人的被害及び移動可能の可否確認を組長、班長経由で地区災害対策本部へ報告するとともに、負傷者がいる場合は救助・救出を行う。
- (2) 地区災害対策本部は、「災害時助け合いマップ」の活用と、民生児童委員などによる聞き取りにより、要援護者の安否の再確認を行う。

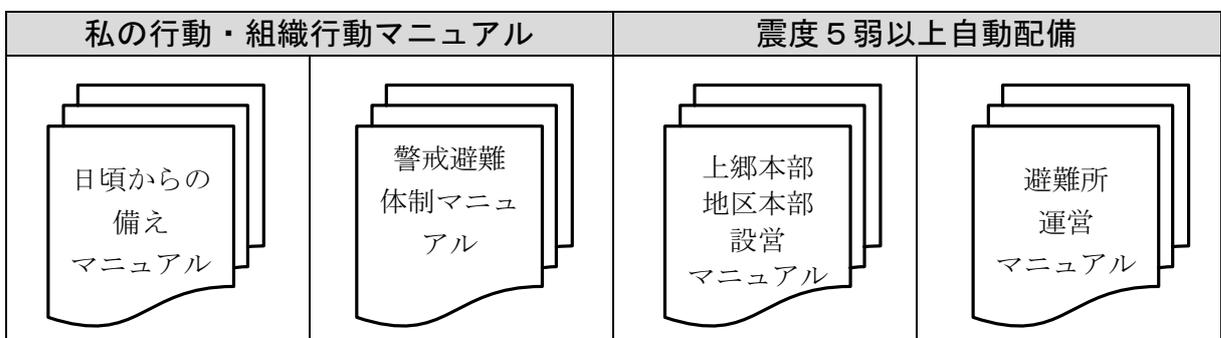
3 風水害対策

(1) 構成図 (目的・目標等)

認定	台風の接近、集中豪雨による各種警報が発表され、被害が発生する恐れがあるとき
目的	上郷地域内の警戒避難体制の確立
目標	迅速かつ的確な対応で地区民の安全安心を確保



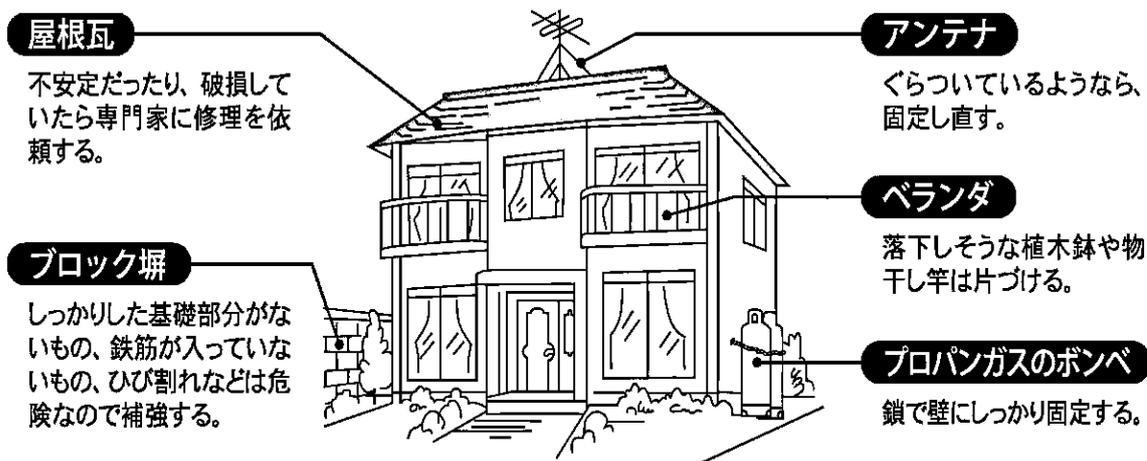
防災訓練の実施



(2) 日頃からの備えマニュアル

1 家庭で備えること

家の周囲をしっかりとチェック、土のう袋・砂の備蓄をしておく。



2 地区・地域で備えること

	＜目標年度＞
1 地域住民への防災知識の普及啓発	
ア 水防訓練を実施し参加を促す。	＜2年に一度＞
イ 各種講習会を開催する。	＜通年＞
ウ 地域防災計画概要版を配布する。	＜23年度＞
エ 災害区域の点検と周知（ハザードマップの活用）	＜通年＞
2 地区内の防災環境の確認	
ア 災害区域の危険個所の点検	＜通年＞
※各地区では土砂災害特別警戒区域・浸水想定区域・道路等の寸断が予想される箇所等を一覧表にして記載しておく。	
イ 災害時要援護者を把握する。（災害時助け合いマップの活用と更新）	＜通年＞
ウ 用水路、河川の清掃	＜通年＞
エ ひ門の管理	＜通年＞
3 防災用資材の整備点検	
ア 水防倉庫の備品整備と点検	＜通年＞
4 水防訓練の計画と実施	
ア 水防訓練の計画を立て実施する。	＜2年に一度＞

(3) 警戒避難体制マニュアル

ア 情報の収集

(ア) 行政機関からの情報

- ① 防災行政無線
- ② 聞き取れなかった場合はフリーダイヤル 0120-915-460 で内容を確認できる。
- ③ 飯田ケーブルテレビ、飯田FM(周波数76.3MHz、スマートフォン防災アプリ)
- ④ 電話

災害時連絡先	施設名	電話番号
飯田市	飯田市災害対策本部	22-4511
	上郷地域災害対策本部 (上郷自治振興センター)	22-2540
	飯田広域消防本部	23-0119
国土交通省	天竜川上流河川事務所	0265-81-6411
長野県	下伊那地方事務所	23-1111
	飯田建設事務所	23-1111

⑤ 電話自動案内

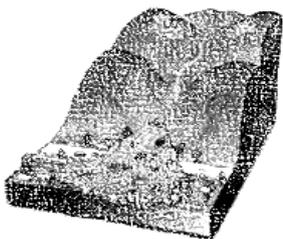
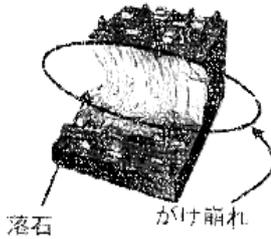
災害時連絡先	情報名		電話番号
国土交通省	河川情報	天竜川上流	0265-83-0812
			0265-83-0803
	ダム情報	美和ダム	0265-98-2109
		小渋ダム	0265-88-3760
	地震情報	天竜川上流	0265-81-6426
気象情報	長野地方気象台	026-232-2037	
長野県	諏訪湖情報	釜口水門	0266-22-6864

⑥ インターネット等

情報名	アドレス	
いいだ安心・安全メール	(1)携帯電話またはパソコンから、受け取りたい情報ごとに、以下の各メールアドレスにメールを送信します。 ■火災情報 iida.kj@mpme.jp ■火災以外の情報 iida.jh@mpme.jp (2)自動でメールが返信されますので、返信されたメールに記載されたURLをクリックし、登録用ホームページにアクセスします。 (3)アクセスしたページ上に記載されているガイダンスに従い、利用者登録をしてください。 (4)登録が完了します。	
気象庁	http://www.jma.go.jp/jp/warn/	
国土交通省防災情報提供センター	http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/	
	http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html (携帯サイト)	
国土交通省防災情報ポータルサイト	https://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/index.htm	
水位雨量等	川の防災情報	http://www.river.go.jp/
		http://i.river.go.jp/ (携帯サイト)
監視カメラ画像	天竜川上流	https://www.tenjo.go.jp
	美和・小渋ダム	https://www.cbr.mlit.go.jp/tendamu

(イ) 前兆現象の発見、避難、連絡

大雨や長雨または地震が発生したときに、次のような現象が起きたら、土砂災害の前兆なので十分に注意して早めに避難する。また発見した場合は状況場所を行政機関へ連絡する。

土石流	地滑り	がけ崩れ
山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
		 落石 がけ崩れ
<ul style="list-style-type: none"> ○ 山鳴りがする。 ○ 川が濁る、流木が流されたりする。 ○ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 沢や井戸の水が濁る。 ○ 地面にひび割れができる。 ○ がけや斜面から水が吹き出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ がけからの水が濁る。 ○ 小石が落ちてくる。 ○ がけから音がする。 ○ がけに亀裂が入る。

ア 行動の目安

(ア) 大雨に関する長野県気象情報

状況	個人(私)の行動	自主防災組織の行動
大雨・洪水 注意報	○テレビ、ラジオ、行政の気象情報に注意する。	○テレビ、ラジオ、行政の気象情報に注意する。
大雨・洪水 警報	○非常用持ち出し品の点検、避難場所や経路の再確認をする。 ○危険な場所に近づかない(崖、川、側溝)	○土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の再確認(ハザードマップ)。 ○要援護者の確認(災害時助け合いマップ)
土砂災害 警戒情報	○危険な状況と察知したら、早めの自主避難を心がける。 ○避難勧告など市の情報に注意する。	○地区拠点班及び各地区自主防災会は、災害状況の迅速かつ正確な情報収集に努める。 ○各地区自主防災会は、避難所の開設準備を行う。
大雨 特別警報	○ただちに命を守る行動をとる。(避難所に避難するか、外出が危険の場合は家の中で安全な場所に留まる。)	○避難所の開設

(イ) 市が発表する避難情報

避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難できるように準備を開始する。 ○ 要援護者は避難行動を開始する。 ○ 市からの広報等情報に注意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区拠点班から各地区自主防災会へ避難所の開設指示 ○ 各地区自主防災会は、速やかに避難所を開設する。 ○ 地区拠点班及び各地区自主防災会は、災害状況の迅速かつ正確な情報収集に努める。 ○ 地区拠点班及び各地区自主防災会は、市の情報を速やかに住民へ周知させる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族、近隣で助け合いながら避難所に避難を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区拠点班及び各地区自主防災会、関係機関との連携 ○ 対象区域住民の居場所と連絡先の把握 ○ 避難所の円滑な運営
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険が迫っており、速やかに避難所へ避難する。 	

イ 身の安全確保

何を	いつまでに	誰が	どのように
安全な場所への避難 (水平避難)	土砂災害が発生する前の安全な状態のうちに	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険を感じた全住民 ○ 避難情報発令対象地区の住民 ○ 土砂災害特別警戒区域の住民 	動きやすい服装、運動靴で安全な場所へ移動する。
やむを得ず高いところへの避難 (垂直避難)	別の場所へ避難することが危険な場合	同上	建物の2階以上の山から離れた部屋に移動する。

ウ ひ門業務担当組織表

関係機関	連絡先	指示通報等連絡事項
天竜川上流河川事務所	0265-81-6414	警戒体制の実施と解除の通報
飯田河川出張所	22-3654	指示事項に対する報告事項の受理と記録の確認
飯田建設事務所維持管理課管理係	23-1111	
飯田市役所建設管理課	22-5158	通報の受理と連絡員への通報
飯田市災害対策本部	22-4511	ひ門の開閉命令

	操作ひ門名	氏名	住所	連絡先
県飯田建設事務所管理	上郷地区連絡員	所長	上郷自治振興センター	22-2540
	欠野沢川	別紙		
市建設部管理	上郷地区連絡員	所長	上郷自治振興センター	22-2540
	上郷前川	別紙		

4 火災対策編

(1) 家庭における日頃の備え

ア コンロ

- 油料理の際はそばを離れない。
- 離れるときは必ず火を消す。
- 周りには燃えやすいものを置かない。

イ 焚き火

- 風が強いとき、空気が乾燥しているときはしない。
- そばに消火用の水を用意する。
- 終わったら必ず消火を確認する。

ウ 電気器具の配線

- たこ足配線はしない。
- 傷んだコードは修理交換し、長いコードは束ねない。
- コンセントにほこりをためない

エ ストーブ

- ストーブで洗濯物を乾かさない。
- 周囲に燃えやすいものを置かない。
- 給油は完全に火が消えたことを確認してからする。

オ たばこ

- 投げ捨て、寝たばこはしない。
- 灰皿に水を入れる。

カ 放火

- 家の周囲に燃えやすい物を放置しない。
- 車庫や物置などに鍵をかける。

キ 火遊び

- マッチやライターを子どもの手の届くところに置かない。
- ふだんから子どもに火の怖さを教えておく。

(2) 組織としての日頃の備え

ア 住宅等への防火指導、特別警戒、広報活動など(消防団、生活安全委員会)

イ 炊き出し訓練、救急の講習<日赤>

ウ 住宅用火災警報器設置の啓発<消防団、生活安全委員会>

エ 消火器の点検と斡旋<消防団>

(3) 火災時の役割

組織名	役割
各地区まちづくり委員会(自主防)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会長(代理)は消防団の本部設置個所に、日赤とともに自主防災旗を掲げ本部を設置する。※自主防災旗はH23制作、各地区へ支給 ○ 日赤分区長と相談し、消防団の意向を伺う中で日赤に炊出しの要請を行う。 ○ 必要に応じ関係機関に被災者の情報を入れる。
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災の警報、鎮圧、火災の防除、残火処理等に当たる。

日赤奉仕団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団と協力し要援護者の救護に当たる。 ○ 分区長又は各地区まちづくり委員会長の要請により、炊出しに当たる。 <p style="text-align: right;">※炊き出しの費用負担は各地区まちづくり委員会</p>
生活安全委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団と協力し非常線を設置し、交通整理に当たる。

(4) 火災後の被災者の対応

まちづくり委員会、民生委員及び地区拠点班が中心となり被災者の対応を行う。

- ア 民生委員への連絡
- イ 災害時要援護者であるかどうか
- ウ 本人の意向確認
- エ 親族の受け入れ体制確認
- オ 受入施設（隣家、地元集会施設、市公民館提供、ホテル利用、市福祉施設）の利用

以上の選択

5 雪害対策編

(1) 注意報（気象台発表）

種類	発表基準		
風雪	13m/s 雪を伴う		
大雪	長野県南部	下伊那地域	12時間降雪の深さ 10cm
融雪	1 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上		
なだれ	1 表層なだれ 積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上、または積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2 全層なだれ 積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または、日降水量が 15mm 以上		
着氷	著しい着氷が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合		

(2) 警報（気象台発表）

種類	発表基準		
暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う		
大雪	長野県南部	下伊那地域	12時間降雪の深さ 20cm

(注) 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、または更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。

(3) 車道除雪方針

ア 県の方針

区分	出動基準	主な対象基準
重点区間	積雪が 5～10 cm	市街地を中心とする交通量の多い幹線道路、勾配がきつい峠区間
一般	積雪が 10～15 cm	上記をのぞく

イ 市の出動基準（目安）

○通常時

幹線道路の峠区間：積雪深 5cm～10cm

市街地を中心とする交通量の多い幹線道路：積雪深 5cm～10cm

上記以外：積雪深 10cm～15cm

積雪深が 10cm 以下で交通に支障がある場合

大雪注意報、大雪警報又は大雪特別警報が発表された場合

○異常降雪時

出動に関しては、長野県と連絡調整し決定する。

(4) 各地区自主防災会の役割

大雪警報発表後は、状況把握に努め、上郷自治振興センター（地区拠点班）に情報集約し、市災害警戒本部事務局又は市災害対策本部事務局に速やかに報告する。

○ 報告の基本項目：情報確認元の氏名・連絡先・受信時刻

○ 報告の災害項目：【時系列】発生時刻・場所・被害内容・情報確認者・応急対応の有無とその内容

(5) 地域住民の除雪

ア 道路交通の確保

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く的生活道路等については自力除雪に努めるものとする。但し、除雪した雪は自動車の妨げや水路に流さないよう留意する必要がある。

なお、除雪した雪の搬出が必要な場合は、市が指定する場所へ搬出する。

イ その他施設の除雪

消火栓及び防火水槽の除雪については、同報系防災行政無線及び安全安心メール等により協力する。

(6) 建築物対策

建築基準法に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

また、雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

(7) 災害時要配慮者等への対応

ア 市からの要請により助け合いマップを活用した近隣住民による相互の安否確認及び除雪について住民相互が協力し合う。

イ 赤十字奉仕団等の関係団体は、市の要請により自治振興センター(各地区災害対策本部)への参集と要配慮世帯への安否確認や除雪に協力する。

ウ 災害時要配慮者施設等における除雪については、市の要請により各地区まちづくり委員会が対応する。

6 子どもに対する声掛け事案編

(1) 組織としての日頃の備え

ア 子どもを育む連絡協議会の開催による、まちづくり委員会、各種団体、小中保の日頃からの連携

イ 安心の家と安全身守り隊活動の取組推進

ウ 通学路の安全点検と対策の推進

(2) 発生時の対応

ア 自治振興センターと小中保との情報の共有と連携

イ 自治振興センターから、連絡網により役員への情報(指示)の伝達

ウ 小学校から安全身守り隊への情報の伝達と依頼

エ 見回り、立ち番、広報等の実施

7 行方不明者の搜索編

(1) 基本的な考え方

ア まずは、飯田警察署へ家族又は親族が搜索願を提出する。

特異家出人	犯罪などで生命・身体・財産に危害のおそれのある者や、事件・事故に巻き込まれた疑いのある者、自傷や他者に危害を加えるおそれのある者	公開捜査などが行われる ※この場合に限り「防災行政無線・安全安心メール」で広報している。
一般家出人	上記以外	積極的に捜査されることはない。

イ 特異家出人として受理された場合、家族等が消防団へ捜査依頼をする場合の流れ

- ① まずは、飯田警察署に依頼する。警察からの依頼により消防団は参集を開始する。
- ② 飯田警察署(生活安全課) → 飯田市役所(危機管理・交通安全対策室 消防団係)から要請が来る。
- ③ 飯田市役所(危機管理・交通安全対策室 消防団係) → 団長・分団長 → 各団員へ出動要請
- ④ 次に、飯田市役所(危機管理・交通安全対策室)から上郷自治振興センターへ、事案の発生したことの連絡が入るので、まちづくり会長と地区会長、及び生活安全委員長へ連絡する。捜索要請ではない。
- ⑤ 飯田市役所(危機管理・交通安全対策室) → 上郷自治振興センター(所長) → まちづくり会長と地区会長、及び生活安全委員長

ウ まちづくり委員会等への捜査要請は、家族から直接まちづくり委員会長へ行う。

(2) 炊き出し等の経費について

地域によって赤十字奉仕団による炊き出しや市販のおむすび、弁当の支給が見受けられるが、捜査に掛かる食事提供の経費は、原則家出人の家族負担(任意)となります。

8 災害対策本部及び避難所の設置設営

(1) 上郷地域災害対策本部設置運営マニュアル

上郷地域災害対策本部設置運営マニュアル

1 対策本部設置

対策本部員は災害発生後概ね30分以内に、非常持出品(筆記用具、最低一食分以上の食糧、飲料水、雨具・防寒具、現金、懐中電灯等)を携行し、被害状況を把握しながら上郷自治振興センター1階に集合し、自治振興センター職員で構成される地区拠点班と連携し本部を設置運営する。

震度5弱以上自動配備。

(1) 対策本部設置までの間

ア 建物被災状況チェックシート(様式第6号)による本部施設の安全確認
(原則建築士会による危険度判定)

イ 解錠・開門

建物の入室鍵は、地区拠点班(センター所長、庶務担当及び公民館主事)及び近隣職員2名が所有する。

役職	氏名	地区	電話番号	携帯番号
所長	別に定める。			
庶務担当				
公民館主事				
近隣職員				
近隣職員				

ウ 本部員はユニホーム及び役割ゼッケンを着用する。

エ 災害対策本部受付簿(様式第7号)を準備

オ 資機材・備品・事務用品の準備

机・椅子・事務用品・防災無線・パソコン(GIS)・住宅地図・各地区災害対策本部活動状況とりまとめ表(様式第8号)、避難所活動状況とりまとめ表(様式第10号)、被害状況取りまとめ表(様式第4号及び5号)を準備

カ 電気・上下水道・ガス・電話・防災無線・パソコン(GIS)の使用可否を確認

キ 災害対策本部の看板を玄関前に掲げる。

ク 駐車スペースの確保

ケ 下記団体と対策本部設置確認・情報連絡をとる。

団体名	本部設置個所	電話
飯田市 災害対策本部	本庁 (大久保町 2534)	52-2511~2516 (FAX 24-9316) 衛星電話 090-2415-0208 衛星電話 090-7227-8846 衛星携帯 001-010-8816-514-39161
	りんご庁舎 (本町 1-15)	52-2511~52-2516

(2) 対策本部設置後は班毎の活動を開始

ア 総務班

- ① 各地区災害対策本部設置確認と随時情報連絡
- ② 被災状況、被災者・負傷者の把握と救護・救助対応について救護班との連携
- ③ 避難誘導班との連携による避難状況の把握および広報活動
- ④ 備蓄資機材、食料・飲料水等の確認（防災備蓄資材機材一覧表・災害時協力井戸登録者一覧表による）
- ⑤ 救援物資配布・ボランティア活動者（人材台帳登録者含む）への指示等
- ⑥ 地区拠点班と連携し、飯田市災害対策本部へ報告

地区名	地区対策本部設置場所	責任者・ 携帯番号	無線名称	電話
本部	上郷自治振興センター	別紙	かみさと 1～6	22-2540
上黒田	上黒田集落センター		かみさと 10・11	24-3055
下黒田北	黒田研修センター		かみさと 15・16	
下黒田南	下黒田南多世代交流プラザ		かみさと 20・21	
下黒田東	下黒田東コミュニティ消防センター		かみさと 25～29	53-3119
丹保	丹保研修センター		かみさと 30・31	52-6875
北条	北条振興センター		かみさと 35・36	24-2055
飯沼南	飯沼南自治会館		かみさと 40・41	53-8305
南条	上郷地域休養センター		かみさと 45・46	
別府上	別府上コミュニティセンター		かみさと 50・51	53-6030
別府下	別府児童館		かみさと 55・56	24-9412

イ 復旧班

- ① 地域内の被災状況の把握および建設業者等への仮復旧応援要請
- ② 消火班との連携による初期消火活動および救助活動指示

ウ 安全点検班

- ① 地域内の被災状況の把握および被災個所の通行止め等の応急対応指示
- ② 各地区内の安全パトロール・防犯パトロールの指示

エ 避難誘導班

- ① 総務班との連携による安否確認（隣近所の助け合いマニュアルによる）
- ② 各地域の安全な避難誘導の指示・状況の把握および広報活動

オ 衛生清掃班

- ① 各地区との連携による被災地区のし尿処理対策の検討および指示
- ② 被災地区の消毒など防疫対策の検討および指示
- ③ 被災地区のごみ分別処理対策・トイレ対策の検討および指示

- ④ 避難所設置班との連携による避難所のトイレ対策の検討および指示
- ⑤ 避難所設置班との連携による避難所のごみ分別処理対策の検討および指示

カ 避難所設置班

- ① 各地区との連携による避難所開設指示（避難所設置運営マニュアルによる）
- ② 避難所開設後の状況把握および衛生清掃班との連携により、トイレ・給水所等の設置維持検討および指示
- ③ 総務班との連携により、救援物資配布・ボランティア活動者等への指示

キ 救護炊出班

- ① 各地区との連携・消火班との連携による負傷者の救護・応急処置
- ② 応急救護所の設置・医療機関への重傷者の搬送などの検討および指示
- ③ 炊出し活動指示
- ④ 飲料水の確保

ク 地区拠点班

- ① 総務班からの情報を取りまとめ、飯田市災害対策本部へ報告
- ② 対策本部と連携し各班への協力を行う
- ③ 避難所設置班と協力し、避難施設の開設

ケ 日赤バイク隊

- ① 情報収集、軽物資の輸送

(3) 本部員貸与品

- ① ヘルメット、ヘッドライト、ユニホーム

2 避難施設（上郷小・高陵中）の開設

(1) 避難施設設置までの間

- 避難所設置班、近隣地区まちづくり委員会及び地区拠点班が協力し、避難施設の設置準備を行う。
- 受入れができる間は、応急処置が必要な方以外は避難地であるグラウンドで待機

ア 建物被災状況チェックシート(様式第6号)による施設の安全確認
(原則建築士会による危険度判定)

イ 解錠・開門（建物の入室鍵は公民館が保管）

学校名	担当者名	電話番号	携帯番号
上郷小学校	別に定める。		
高陵中学校			

ウ 電気・上下水道・ガス・電話の使用可否を確認

- エ 資機材・備品・事務用品の準備
- オ 受付所の設置
机・椅子・事務用品・テレビ・ラジオ・放送設備・掲示板・避難者名簿(様式第8号)、避難所活動状況とりまとめ表(様式第9号)を準備
- カ 避難施設の看板を玄関前に掲げる
- キ 車両進入スペースと駐車場の確保
- ク 避難者の受け入れ
- ケ 避難施設開設の広報

(2) 避難施設の必要スペースの確保と機能

ア 上郷小学校

機能	必要スペース	説明	想定場所
管理運営用	避難者の受付所	避難施設の入所【体育館】	体育館入口
	広報場所 (広報掲示板と伝言板)	避難施設の入所付近【体育館】	北校舎開き扉
	事務室	書類、備品の保管場所	第3音楽室
	会議室	運営委員会のミーティング場所	
	スタッフ仮眠所		
救護活動用	物資の保管所		食料：調理室 その他：プレイルーム
	物資の配分場所		
	救護室	応急の医療活動【保健室】	保健室（一部）
	相談室	個室の確保	第2理科室
避難生活用	生活スペース	一次：【体育館】 二次：【教室】	体育館 高齢者、障がい者： あいみり教室（南校舎）
	休憩所	共用の多目的スペース	図工室
	更衣室	個室の確保	男子：体育館袖左 女子：体育館袖右
	授乳室		保健室（一部）
ボランティア用	ボランティアの受付所	避難施設の入所【体育館】	体育館入口・第1理科室
その他	仮設公衆電話		非常回線の設置
	仮設トイレ	屋外	校舎北側
	ごみ集積所	屋外	校舎北草捨て場付近
	喫煙場所	屋外	体育館犬走り中央
	炊事・炊出し場	屋外	体育館たたき西側
	仮設入浴・洗濯・物干し場	屋外	校庭用水路南側・プール
利用しない部屋・・・【校長室】 【職員室】 【事務室】 【理科実験室】 【家庭科室】			
予備スペース・・・遺体安置所			

ア 高陵中学校

機能	必要スペース	説明	想定場所
管理運営用	避難者の受付所	避難施設の入口【体育館】	体育館入口
	広報場所 (広報掲示板と伝言板)	避難施設の入口付近 【体育館】	体育館下農具庫扉
	事務室	書類、備品の保管場所	1棟2階会議室
	会議室	運営委員会のミーティング場所	
	スタッフ仮眠所		研修室
救護活動用	物資の保管所		2棟理科室(第1・2理科室)
	物資の配分場所		〃 (第3理科室)
	救護室	応急の医療活動【保健室】	保健室
	相談室	個室の確保	第4相談室
避難生活用	生活スペース	一次：【体育館】 二次：【教室】	体育館 弱者：1棟1階職員図書室
	休憩所	共用の多目的スペース	美術室(東・西)
	更衣室	個室の確保	男子：体育館袖左 女子：体育館袖右
	授乳室		保健室(一部)
ボランティア用	ボランティアの受付所	避難施設の入口【体育館】	1棟2階会議室
その他	仮設公衆電話		非常回線の設置
	仮設トイレ	屋外	校庭北東
	ごみ集積所	屋外	校庭東側草捨て場付近
	喫煙場所	屋外	体育館東側外
	炊事・炊出し場	屋外	体育館北側外
	仮設入浴・洗濯・物干し場	屋外	プール
利用しない部屋・・・【校長室】 【職員室】 【事務室】 【理科実験室】 【家庭科室】 予備スペース・・・ 遺体安置所			

(3) 避難所運営委員会（避難所設置運営マニュアル（雛型参照））

(4) 人材台帳登録者の活用（人材台帳は本部保管）

ア 人材台帳登録者（日赤以外）は大規模災害発生時に可能な限り、上郷地域災害対策本部へ参集する。

イ 大規模災害発生時とは、震度5弱以上及び本部からの要請時とする。

(2) 各地区災害対策本部設置運営マニュアル（ひな形）

各地区災害対策本部設置運営マニュアル（ひな形）

1 対策本部設置

対策本部員は災害発生後概ね20分以内に○○○○○○○○○○○○○○○○（以下『△△△△△』という。）に集合し本部を設置する。

震度5弱以上自動配備

(1) 対策本部設置までの間

ア 建物被災状況チェックシート(様式第6号)による本部施設(△△△△△)の安全確認

建物への入室は_____氏宅に保管してある鍵を使用

なお、予備鍵は■■■会長が保管しています。

イ △△△△△1階の第一会議室および第二会議室へ事務用品・机・椅子、被災状況とりまとめ表(様式第3号)等を準備

ウ 電気・ガス・上下水道・電話・防災無線等の使用可否を確認

エ 災害対策本部の看板を玄関前に掲げる。

オ 下記団体と対策本部設置確認・情報連絡をとる。

組織名	本部設置個所	役職	氏名	電話	携帯番号	無線
上郷地域 災害対策本部	上郷自治振興 センター	会長	別紙	22-2540	別紙	1・2
		総務				
		拠点班長				
上郷消防団 (○○班)	消防詰所					

2 対策本部設置後の各班の活動

(1) 総務班

ア 被災者・負傷者の把握及びその救護・救助対応について救護班との連携

イ 備蓄資機材・食料・飲料水等の確認(防災備蓄資材機材一覧表による)

ウ 避難誘導班との連携による避難状況の把握及び広報活動

エ 救援物資配布・ボランティア活動者への指示等

オ 上郷地域災害対策本部との随時情報連絡

(2) 復旧班

ア 地区内の被災状況の把握及び上郷地域災害対策本部等への仮復旧応援要請

イ 地区内の各自主防災会対策本部との連携により被災地の復旧活動

ウ 消火班との連携による初期消火活動及び救助活動指示

- (3) **安全点検班**（地区内の各自主防災会対策本部との連携により次のことを実施）
- ア 地区内の被災状況の把握及び被災個所の通行止め等の応急対応指示
 - イ 地区内の安全パトロール・防犯パトロールの実施
- (4) **避難誘導班**（地区内の各自主防災会対策本部との連携により次のことを実施）
- ア 総務班との連携による安否確認（安否確認マニュアルによる）
 - イ 安全な避難誘導の実施・状況の把握及び広報活動
- (5) **衛生清掃班**（地区内の各自主防災会対策本部との連携により次のことを実施）
- ア 上郷地域災害対策本部との連携による被災地のし尿処理対策の検討及び実施
 - イ 被災地の消毒など防疫対策の検討及び実施
 - ウ 被災地のごみ分別処理対策・トイレ対策の検討及び実施
 - エ 避難所設置班との連携による避難所のトイレ対策の検討及び実施
 - オ 避難所設置班との連携による避難所のごみ分別処理対策の検討及び実施
- (6) **避難所設置班**
- ア 上郷地域災害対策本部との連携による避難所開設指示
 - イ （避難所開設マニュアルによる）
 - ウ 避難所開設後の状況把握及び衛生清掃班との連携により、トイレ・給水所等の設置・維持の検討及び実施
 - エ 総務班との連携により、救援物資配布・ボランティア活動者等への指示
- (7) **救護炊出班**
- ア 上郷地域災害対策本部及び消火班との連携による負傷者の救護・応急処置
 - イ 応急救護所の設置・医療機関への重傷者の搬送などの検討及び実施
 - ウ 上郷地域災害対策本部からの指示による炊出し

(3) 避難所設置運営マニュアル（ひな型）

避難所設置運営マニュアル（ひな型）

1 避難所設置

(1) 避難所設置までの間

- ア 建物被災状況チェックシート(様式第6号)による避難所の安全確認
- イ 解錠・開門
- ウ 建物の入室鍵は、_____氏が所有している。
- エ 資機材・備品・事務用品、避難者名簿(様式第8号)、避難所活動状況とりまとめ表(様式第10号)の準備
- オ 電気・上下水道・ガス・電話の使用可否を確認
- カ 避難所の看板を玄関前に掲げる
- キ 地区対策本部との情報連絡を随時実施

組織名	本部設置個所	役職	氏名	電話	携帯番号
〇〇地区 災害対策本部	〇〇〇〇〇〇〇				
上郷消防団 (〇〇班)	消防詰所				

(2) 避難所の必要スペースの確保と機能

機能	必要スペース	説明	想定場所
管理 運営 用	避難者の受付所	避難所の入口	
	広報場所(広報掲示板と伝言版)	避難所の入口付近	
	事務室	書類、備品の保管場所	
	会議室	運営委員会のミーティング場所	
	スタッフ仮眠所		
救護 活動 用	物資の保管所		
	物資の配分場所		
	救護室	応急の医療活動	
	相談室	個室の確保	
生活 避難 用	生活スペース		
	休憩所	共用の多目的スペース	
	更衣室・授乳室	個室の確保	
ボラン ティア用	ボランティアの受付所	避難所	

その他	仮設公衆電話		
	仮設トイレ	屋外	
	ごみ集積所	屋外	
	喫煙場所	屋外	
	炊事・炊き出し場	屋外	
	仮設入浴・洗濯・物干し場	屋外	

(3) 避難所運営委員会

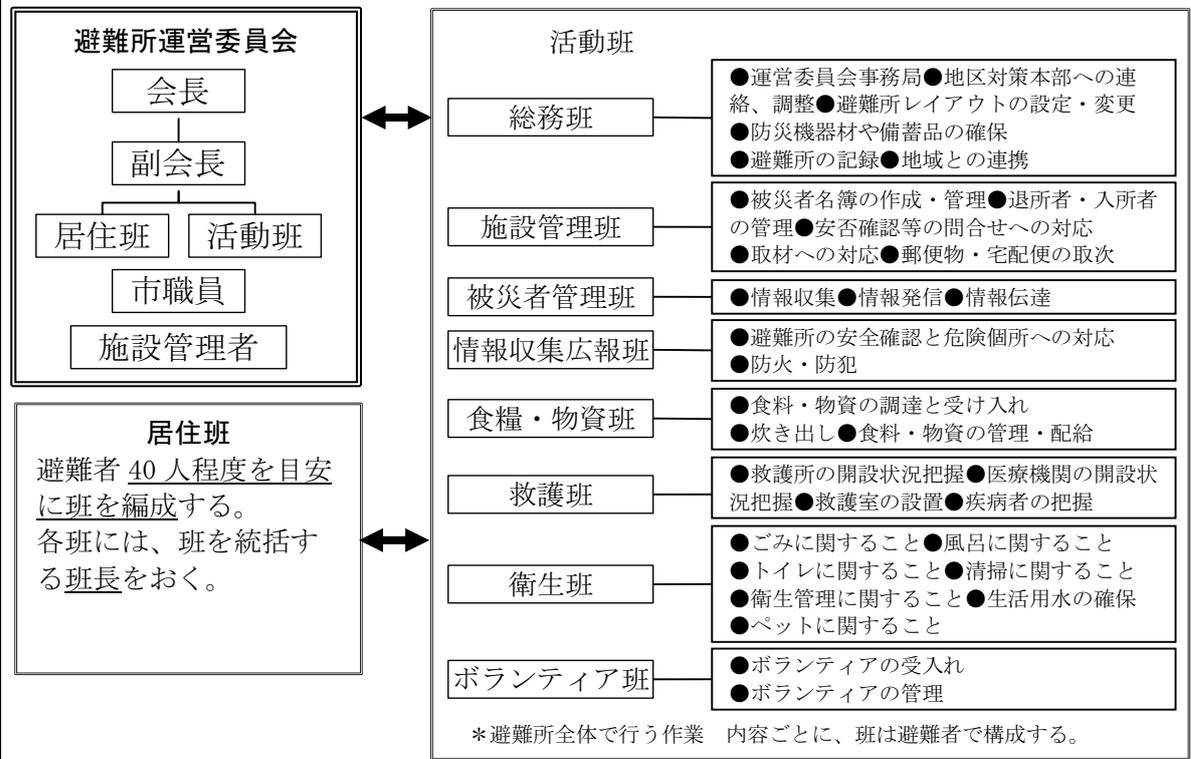
多くの方が長期に渡って共同生活を営むには、一定のルールに従った運営組織が必要です。

地区自主防災会避難所設置班および避難所入所者から避難所を運営する人を選出し、避難所運営委員会を構成します。

ア 開催頻度

- ① 発災直後は朝（朝食前）と夕方（夕食後）の1日2回行う。
- ② 朝の会議は前夜以降に必要となった伝達事項の連絡を主に行う。
- ③ 夕方の会議は問題事項・伝達事項等を行う。
- ④ 発災後ある程度経過して伝達事項が減少すれば、朝の会議を省略しても良い。
- ⑤ 連絡事項等が無くても1日1回は会議を開催し、問題点の有無などを確認し合う。

イ 組織及び活動班の役割



9 備品備蓄方針・計画

(1) 備品備蓄方針

- ア 上郷地域災害対策本部、各地区災害対策本部及び各避難施設の備品・資材は、被害想定を加味した上で各々の役割や機能に応じ、まず必要最小限なものについて早急に備える。当面の不足する備品・資機材については、上郷地域災害対策本部を通じて各地区間で相互に連携を図っていく
- イ 備蓄に関しては、日頃の備えマニュアルのとおり各家庭で一週間分以上の食料と飲料水を確保し、各地区自主防災会ではその意識の啓発に努める。また各地区自主防災会でも、防災倉庫等を配置し有事の事態に備えその確保に努める。

(2) 備品備蓄計画

- ア 地域対策本部及び各地区対策本部

地区名	本部設置個所
本部	上郷自治振興センター
上黒田	上黒田集落センター
下黒田北	黒田研修センター
下黒田南	下黒田南多世代交流プラザ
下黒田東	下黒田東コミュニティ消防センター
丹保	丹保研修センター
北条	北条振興センター
飯沼南	飯沼南自治会館
南条	上郷地域休養センター
別府上	別府上コミュニティセンター
別府下	別府児童館

資機材	品名
情報収集伝達用資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・無線機・ラジオ・テレビ・ハンドマイク ・ホワイトボード・マグネット・紙 ・各種様式・筆記用具・住宅地図・パソコン ・携帯電話充電器
初期消火・救助用資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・ジャッキ・チェーンソー・バール ・金テコ・ハンマー・かけや ・ボルトクリッパー・一輪車 ・トラロープ・土嚢袋 <p>※消火器、消火用バケツは、各地区内にバランスよく配置</p>
照明用資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・投光機・発電機・燃料・懐中電灯 ・乾電池・防水ライト・コードリール
給食・給水用資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・炊飯器・ガスボンベ・コンロ・鍋 ・食器・給水袋・備蓄米・非常食・飲料水
救急・救護用資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・救急セット・担架・三角布

生活必需品	・毛布・簡易トイレ・携帯電話・充電器
その他	・本部旗又は看板・ヘルメット・ヘッドライト・ユニホーム・腕章・テント

(3) 避難施設

	地区名	避難施設名
避難施設	飯沼南	<input type="checkbox"/> 上郷小学校
	下黒田東	<input type="checkbox"/> 高陵中学校
応急指南施設	上黒田	<input type="checkbox"/> 上黒田集落センター <input type="checkbox"/> 飯田風越高等学校体育館
	下黒田北	<input type="checkbox"/> 上郷西保育園 <input type="checkbox"/> 黒田研修センター
	下黒田南	<input type="checkbox"/> 高松保育園 <input type="checkbox"/> 飯田高等学校体育館 <input type="checkbox"/> 下黒田南多世代交流プラザ
	下黒田東	<input type="checkbox"/> 勅使河原学園・保育園、 <input type="checkbox"/> 下黒田東コミュニティ消防センター <input type="checkbox"/> 上郷体育館
	丹保	<input type="checkbox"/> 上郷なかよし保育園 <input type="checkbox"/> 丹保研修センター
	北条	<input type="checkbox"/> 北条振興センター <input type="checkbox"/> 福祉企業センター飯沼分場
	飯沼南	<input type="checkbox"/> 上郷公民館 <input type="checkbox"/> 飯沼南自治会館
	南条	<input type="checkbox"/> 上郷地域休養センター <input type="checkbox"/> 南条集落センター
	別府上	<input type="checkbox"/> 別府上コミュニティセンター
	別府下	<input type="checkbox"/> 別府児童館 <input type="checkbox"/> 南信州産業センター（旧地場産）

10 防災訓練及び計画の見直し

(1) 地震防災訓練の実施

大地震が発生した際は、まず「自分の命は自ら守る」という自助の考え方、次に隣近所や地域における助け合いによって「自分達の地域は自分達で守る」という共助の考え方が欠かせないことから、自助、共助で対応できる体制づくりと住民の防災意識の高揚を目的に実施する。

また、組合未加入者が増加する中、このような共助の考えから地域自治をさらに高めていくための地域コミュニティ活動の一環としての位置づけともする。

ア 上郷地域の防災訓練は、飯田市地震防災訓練に合わせて実施する。

イ 上郷地域の防災訓練は、本上郷地域防災計画に即した訓練とする。

特に次の訓練は重点的に実施する。

- ① 安否確認マニュアルに沿った訓練。
- ② 本部(上郷地域・各地区)及び避難所の設置、運営訓練。
- ③ 各地区相互連携訓練。
- ④ 地区拠点班との連携訓練。
- ⑤ 各家庭における防災対策の啓発(日頃からの備えマニュアル)

(2) 水防訓練の実施

近年の気候変動に伴い、台風や集中豪雨による土砂災害等災害が多発している。こうした状況の中で、警戒避難体制の確立が重要となってくる。住民の土砂災害等水防に対する意識の高揚を図る機会とて、また災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう、住民参加による訓練を実施する。

(3) 地域防災計画の見直し

- ① 地域防災計画は、震災や風水害等の教訓や国縣市といった行政における計画の変更に伴い、常に見直しを図っていく。
- ② 地域防災計画は、訓練を重ねる中で常に見直しを図っていく。

II 資料編

1 避難施設・避難地一覧（29年4月現在）

種別	特設 電話	避難場所	所在地	地 区	電話	収容 人数
拠点 本部	◎	上郷自治振興センター	上郷飯沼 3145	- -	22-2540	
指定 避難 施設	◎	上郷小学校体育館	上郷飯沼 3118	飯 沼 南	22-0257	2,100
	◎	高陵中学校体育館	黒田 5485	下黒田東	22-1163	2,250
応急 避難 施設	◎	上郷なかよし保育園	上郷飯沼 784-1	丹 保	22-2440	100
	◎	上郷西保育園	上郷黒田 1488	下黒田北	22-2441	120
	◎	高松保育園	上郷黒田 226	下黒田南	22-4095	100
	◎	勅使河原学園幼稚園・保育園	上郷黒田 1881-1	下黒田東	22-7720	
	◎	別府児童館	上郷別府 1195	別 府 下	24-9412	100
	◎	上黒田集落センター	上郷黒田 2825-2	上 黒 田	24-3055	100
	◎	黒田研修センター	上郷黒田 1302-1	下黒田北	23-8250	150
	◎	下黒田東コミュニティ消防センター	上郷黒田 1879-3	下黒田東	53-3119	
	◎	上郷公民館	上郷飯沼 3092	飯 沼 南	24-7744	750
	◎	上郷体育館	上郷黒田 1614-1	下黒田東	53-4860	1,000
	◎	南条集落センター	上郷飯沼 3493	南 条		70
	◎	飯田風越高等学校体育館	上郷黒田 6461	上 黒 田	22-1515	600
	◎	飯田高等学校体育館	上郷黒田 450	下黒田南	22-4500	160
	◎	北条振興センター	上郷飯沼 2602-1	北 条	24-9646	100
	◎	飯沼南自治会館	上郷飯沼 2361-1	飯 沼 南	53-8305	150
	◎	福祉企業センター飯沼分場	上郷飯沼 1743-1	北 条	52-2058	100
	◎	上郷休養センター	上郷飯沼 2241-1	南 条	23-9490	200
	◎	丹保研修センター	上郷飯沼 864	丹 保	52-6875	100
	◎	別府上コミュニティセンター	上郷別府 2431-8	別 府 上	53-6030	200
	◎	下南多世代交流プラザ	上郷黒田 261-28	下黒田南	24-9696	200
◎	南信州・飯田産業センター	上郷別府 3338-8	別 府 下	52-1613	1,000	

種別	避難場所	所在地	地区	電話	収容人数
広域避難地	高陵中学校グラウンド	上郷黒田 5485	下黒田東	22-1163	4,400
避難地	上郷小学校グラウンド	上郷飯沼 3118	飯沼南	22-0257	3,200
	上郷なかよし保育園庭	上郷飯沼 784-1	丹保	22-2440	400
	上郷西保育園庭	上郷黒田 1488	下黒田北	22-2441	700
	城東第2公園	上郷別府 3338-9	別府下		1,200
	城東第3公園	上郷別府 3335-9	別府下		800
	別府児童館広場	上郷別府 1195	別府下		400
	高松保育園庭	上郷黒田 236	下黒田南	22-4095	400
	飯田高等学校グラウンド	上郷黒田 450	下黒田南	22-4500	4,500
	飯田高等学校 第二グラウンド	上郷黒田 451	南条	22-4501	
	飯田女子高等学校 グラウンド	上郷飯沼 3135-3	飯沼南	22-1386	2,000
	飯田風越高等学校 グラウンド	上郷黒田 6461	上黒田	22-1515	5,000
	上郷運動場	上郷黒田 578	下黒田南		2,000
	イオン(株)ジャスコ飯田店	上郷飯沼 1575	北条	52-9111	6,120
	丹保農村公園	上郷飯沼 973	丹保		840
勅使河原学園 幼稚園・保育園庭	上郷黒田 1881-1	下黒田東	22-7720		

避難施設の種別について

○ 指定避難施設とは…

災害の範囲が広い場合及びより多くの住人の安全確保に時間を要する場合の避難施設

○ 応急避難施設とは…

指定避難施設へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所、または集団を形成する場所（建物）

○ 広域避難地とは…

大地震時に周辺地区から避難者を収容し、地震後発生する市街地火災から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する学校グラウンド等

○ 避難地とは…

広域避難地へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所または集団を形成する場所、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースを持つ学校グラウンド・公園等

2 地域内一次避難所一覧

地区名		避難場所
上黒田	1班	▼サークルK前駐車場
	2班	▼薬師寺前辻
	3班	▼棚田地区棚田会所上辻▼柏原地区天理教前 ▼三ツ井辻
	4班	▼宅老所かけはし前広場
	5班	▼半曾様前▼5-5組合のみ空手道場前
下黒田北	1班・2班・3班	▼飯田市人形浄瑠璃伝承館
	4班・5班	▼上郷西保育園
	6班・7班・8班	▼黒田研修センター
	9班・10班	▼いこいの家
下黒田南	1班・2班・3班・4班	▼多世代交流プラザ
	5班・6班	▼ゆうゆう広場
	7班・8班	▼上郷小学校校庭
下黒田東	高陵自主防災会	▼高陵中学校グラウンド
	桜畑自主防災会	▼消防センター隣勅使河原幼稚園駐車場
	立坂自主防災会	▼下東消防センター駐車場
丹保		▼丹保研修センター
北条	避難地	▼イオン飯田店駐車場 (但し、使用不可の場合はチャンピオン飯田店駐車場)
	避難施設	▼北条振興センター(建物の安全を確認して) ▼福祉企業センター飯沼分場 (建物の安全確認後)
飯沼南		▼みやま美容室裏駐車場
		▼矢野こどもクリニック第二駐車場
		▼飯沼南自治会館前
		▼■■■■さん下農道
		▼上郷自治振興センター前広場 ▼国土交通省宿舎広場
南条	1班・2班	▼上郷休養センター
	3班・4班	▼飯田高校南側第二グラウンド
別府上		▼別府上コミュニティセンター
別府下	1班・3班	▼飯田産業センター又は▼別府児童館 (組長の指示により決定)
	2班	▼飯田産業センター
	4班・5班・6班	▼別府児童館

3 地域内土木業者・水道業者一覧

(1) 建設業（土木建築・土木工事）

会社名	住所	地区	電話	備考
嘉山建工(有)	上郷飯沼 2319	飯 沼 南	52-5155	
丸井工業(株)	上郷黒田 1	下黒田南	23-2157	
(有)久保田工務所	上郷別府 192-2	別 府 下	24-7621	
(有)五味重機	上郷黒田 5154	下黒田東	23-2027	
志藤建設(有)	上郷別府 2492-2	別 府 上	24-4366	
小林工業(有)	松尾寺所 7310-2		23-8355	
上郷管工(有)	上郷黒田 88-1	下黒田南	53-6540	
上郷木材(株)	上郷黒田 1172	下黒田北	24-6180	
竹原建材(有)	上郷飯沼 3282-1	南 条	22-1943	
藤井興業(株)	上郷黒田 3881	上 黒 田	24-6138	
(株)岡谷組	上郷黒田 313-2	下黒田南	59-8023	
(株)早野組	上郷飯沼 1438-1	北 条	22-3969	
松田南信(株)	上郷別府 851-1	別 府 下	22-4972	
飯田アート	上郷黒田 5629	下黒田北	53-2727	
シーテック(株)飯田支店	上郷飯沼 2160-2	飯 沼 南	22-6242	
(有)岡建	上郷飯沼 518-1	丹 保	22-6563	

(2) 水道業者（水道・下水道）

会社名	住所	地区	電話	備考
上郷管工(有)	上郷黒田 88-1	下黒田南	53-6540	
(有)登工事店	上郷黒田 2960	上 黒 田	22-6169	
(株)中央住設	上郷飯沼 1938-1	飯 沼 南	24-2843	
協和設備(有)	上郷飯沼 3401	南 条	22-5839	
イツミ機械販売(株)	上郷飯沼 1220	北 条	24-8100	
(有)伊久間管業	上郷別府 99-1	別 府 下	23-3570	
井坪設備工業(有)	上郷別府 2465	別 府 上	22-4023	
(株)飯田ボイラー	上郷別府 3357-10	別 府 下	23-0211	

4 地域内病院・診療所一覧

	医療機関名	住所	地区	電話	備考
病院	瀬口脳神経外科病院	上郷黒田 218-2	下黒田南	24-6655	
診療所	安達整形外科医院	上郷飯沼 1909-1	飯沼南	21-0331	
	飯田市立高松診療所	上郷黒田 341	下黒田南	22-5060	
	(医) 飯田整形外科	上郷別府 3349-9	別府下	23-3366	
	いちはし内科医院	上郷黒田 382-11	下黒田南	56-0018	
	回生堂皮膚科クリニック	上郷別府 3345-11	別府下	22-0511	
	蟹江医院	上郷別府 3373	別府下	22-1073	
	クリニックやながわ	上郷黒田 5807	上黒田	48-0630	
	慶友整形外科	上郷別府 3367-8	別府下	52-1152	
	のむら内科医院	上郷飯沼 1808-1	飯沼南	23-7000	
	フルタ眼科医院	上郷飯沼 1909-19	飯沼南	53-7123	
	矢野こどもクリニック	上郷飯沼 1902-1	飯沼南	52-0452	
	こばやしクリニック 泌尿器科皮フ科	上郷飯沼 1911-1	飯沼南	48-0457	
薬局	アサヒ薬局	上郷別府 3345-7	別府下	52-3203	
	いいぬまのサンピヨ薬局	上郷飯沼 1817-4	飯沼南	21-7750	
	高松薬局	上郷黒田 339-2	下黒田南	23-1287	
	サンピヨ薬局	上郷飯沼 748	飯沼南	21-3033	

5 非常用公衆電話

(1) 設置個所

【上黒田】	▼上黒田集落センター
	▼飯田風越高等学校体育館
【下黒田北】	▼上郷西保育園
	▼黒田研修センター
【下黒田南】	▼高松保育園
	▼飯田高等学校体育館
	▼下南多世代交流プラザ
【下黒田東】	▼高陵中学校体育館
	▼勅使河原学園幼稚園・保育園
	▼下黒田東コミュニティ消防センター
	▼上郷体育館
【丹保】	▼上郷なかよし保育園
	▼丹保研修センター
【北条】	▼北条振興センター
	▼福祉企業センター飯沼分場
【飯沼南】	▼上郷自治振興センター
	▼上郷小学校体育館
	▼上郷公民館
	▼飯沼南自治会館
【南条】	▼南条集落センター
	▼上郷休養センター
【別府上】	▼別府上コミュニティセンター
【別府下】	▼別府児童館
	▼南信州・飯田産業センター（地場産）

(2) 使用方法

ア 災害用特設公衆電話とは

この電話機は特設公衆電話といい、災害発生時に被災者が無料で使える臨時の公衆電話です。

特設公衆電話は、これまでは災害が発生してから回線が敷設されていましたが、飯田市では、大規模災害などに備え、災害の発生直後から避難者の皆さんの通信手段を確保するため、NTT東日本長野支店の協力を得て、避難所等にあらかじめ回線を敷設することとしました。

特設公衆電話回線・電話機は、それぞれの施設にて適切に利用、管理をお願いします。

イ この電話を使用するには

災害が発生した時に、特設公衆電話回線の差込口（接続端子、下図）と電話機を電話線コードで接続することで、無料の公衆電話として使用することができます。

必要なものは、特設公衆電話回線差込口、電話機、電話線コード



特設公衆電話回線差込口（接続端子）
事前に場所を確認しておいてください。
差込口がテープで保護されている場合は、はがして差し込みます。

ウ 使用にあたって知っておいて欲しいこと

- 通常時の発信は、接続試験以外には厳禁です。
- この電話は、災害時の使用料は無料です。また、停電時でも使用が可能です。
- 避難者の皆さんの安否情報発信を目的にした公衆電話ですので、着信はできません。
- 電話回線混雑時でも一般電話より優先して発信することができます。
- 着信側の電話機がナンバーディスプレイや携帯電話を利用している場合には、この電話からの着信は「公衆電話」もしくは「非通知設定」などと表示されます。
- 相手先（着信側の携帯電話を含む電話機や電話回線）の設定が「発信者番号通知からのみ許可」等となっている場合には、着信できないことがあります。

エ 年に一回、防災訓練時等に接続試験を実施してください。

特設公衆電話回線に電話機を接続し、一般電話や携帯電話に相手先が「発信者番号通知からのみ許可」等とっていないことを確認してから発信してください。※接続試験が不良の場合は、市役所危機管理室防災係までご連絡をお願いします。

オ 災害用特設公衆電話に関する問い合わせ先

飯田市役所危機管理室防災係（電話 22-4511 内線 2432）

6 上郷地区自主防災会デジタル簡易無線運用マニュアル

- (1) デジタル簡易無線（登録局）とは
- ① デジタル方式で、使用目的（アウトドアのレジャー・地域活動・業務）を問わず、免許がいらず、誰でも利用できる。
 - ② 使用するCHが割り当てられていないので、基本的には、呼び出しCH（15CH）で呼び出し、空いているCH（1～14 16～30）で交信を行うが、「かみさと」の場合は、待機CHに合わせておいて交信を行う。
- (2) 使用できるCH
- ① 1CHから30CHの30波が使用可能で、15CHは「呼び出しCH」として、待機CHとしない。
 - ② 待機CHはメインCH「18CH」、サブCH「28CH」とする。
 - ③ 各地区内で使用する場合は、各地区でCHを決めて使用する。
 - ④ 秘話機能は設定しない。
- (3) 運用上の遵守事項
- （秘密の保護）電波法第59条 法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- （注）窃用とは、知ることのできた秘密を自己又は第三者の利益のために利用すること。
- （注）通信の秘密を漏らし又は窃用した場合、電波法109条1項により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (4) 無線通信の原則
- ① 必要のない無線通信は、行ってはならない。
 - ② 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
 - ③ 無線通信を行うときは、自局の識別信号（コールサイン）を付して、その出所を明らかにしなければならない。
 - ④ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
 - ⑤ 無線通信における送信は、語辞を区切り、かつ、明りょうに発音して行わなければならない。
 - ⑥ 虚偽の通信をしてはならない。
 - ⑦ わいせつな通信をしてはならない。
 - ⑧ 暴言や論争をしてはならない。
 - ⑨ 他局の通信中に割り込んで通信してはならない。
18CHが使用中（他の者が通信している場合）は、その通信が終了した後に、交信しなければならない。
 - ⑩ 最小限の空中線電力（ワット数）でなければならない。最大5Wで、1Wへ切替可能

(5) 呼出し等の通信要領

- ① 呼出し局は自局を名乗って、相手局を呼ぶ。
- ② 交信を終了する場合必ず、呼出し局が、「以上 かみさと〇〇」と交信し、交信が明らかに、終了したことを知らせる。

[呼出し局] かみさと1 から かみさと10 どうぞ

[応答局] かみさと10 です かみさと1 どうぞ

[呼出し局] 要件を通信

[呼出し局] 以上 かみさと1 (交信を終了する)

(6) 試験電波

- ① 無線設備は、定期の無線感度試験及び機器の試験又は調整のために、試験電波を発射することができる。
- ② 試験電波発射に伴う受信感度区分

略号	感度区分
メリット5	感度・明瞭度極めて良好
メリット4	内容了解可能
メリット3	反復すれば感度了解可能
メリット2	語句は不明瞭で感度了解困難
メリット1	断続的に聞こえるが感度全く不能

(7) 登録の有効期限及び電波利用料 (包括登録)

- ① 登録の有効期間は5年間で平成31年7月13日まで有効。有効期限満了の3ヶ月前から1ヶ月前までの間に、再登録申請を行う。
- ② 再登録申請は、上郷自治振興センター (本部) で行います。再登録申請料1,850円
- ③ 電波利用料は年1回、1台当450円 上郷自治振興センター (本部) より請求します。

(注)再登録申請料、電波利用料の未納で運用した場合、電波法110条により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となります。

(8) 日常点検

- ① 無線設備の日常点検は、無線感度試験時又は使用時に無線保持者が行う。
- ② ハンディー機の充電は、常にフル充電にしておく。

7 様式集

(1) 被害状況報告書

- ア 組長 → 班長 へ報告する様式 …【様式第1号】
 - イ 班長 → 地区の災害対策本部へ報告する様式 …【様式第2号】
 - ウ 地区の災害対策本部 → 上郷地域災害対策本部へ報告する様式 …【様式第3号】
 - エ 上郷地域対策本部が取りまとめる様式 …【様式第4号】
- (2) 上郷地域災害対策本部及び各地区災害対策本部が被害状況を取りまとめ報告する様式 …【様式第5号】
- (3) 被害状況報告書建物被災状況チェックシート …【様式第6号】
- (4) 上郷地域災害対策本部受付簿 …【様式第7号】
- (5) 各地区災害対策本部活動状況取りまとめ表 …【様式第8号】
- (6) 避難者名簿（世帯単位） …【様式第9号】
- (7) 避難所活動状況一覧表 …【様式第10号】

【様式1号】

被害状況報告書

(組長が取りまとめる → 班長へ提出する報告書)

記入した日時	平成 年 月 日() 時 分				
地区名		組合	—	世帯数	

【人的被害】

世帯主氏名	世帯員数	全員無事 ○印	重体者氏名 (死者含む)	負傷者氏名		安否不明者 氏名 <small>※確認できない者の 氏名を記載</small>	全 壊	半 壊	全 焼	半 焼	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水
				重傷者 (歩行不可能)	軽傷者 (歩行可能)								
1 組合加入世帯													
合計													
2 組合未加入世帯(※組合への加入の有無に拘わらず隣近所で声を掛け合い、できる限り安否確認をする。)													
合計													

【裏面あり】

【非住家被害】

文教施設	全壊	棟	その他	全壊	棟	医療施設	全壊	棟	その他	全壊	棟
	半壊	棟	公共施設	半壊	棟		半壊	棟	その他	半壊	棟

道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下 状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽）） 場所：										
	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下 状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽）） 場所：										
	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下 状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽）） 場所：										
道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下 状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽）） 場所：										
	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下 状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽）） 場所：										
	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下 状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽）） 場所：										
道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下 状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽）） 場所：										
	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下 状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽）） 場所：										
	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下 状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽）） 場所：										
河川・土砂	<input type="checkbox"/> 堤防決壊 <input type="checkbox"/> 護岸崩落 <input type="checkbox"/> 土砂流入 <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 山崩れ <input type="checkbox"/> 土石流 場所：										
	<input type="checkbox"/> 堤防決壊 <input type="checkbox"/> 護岸崩落 <input type="checkbox"/> 土砂流入 <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 山崩れ <input type="checkbox"/> 土石流 場所：										
ライフライン	上水道	<input type="checkbox"/> 配管破裂 <input type="checkbox"/> 断水 <input type="checkbox"/> 水量減少 <input type="checkbox"/> にぎり									備考
	下水道	<input type="checkbox"/> 配管破裂 <input type="checkbox"/> 逆流									
	電気	<input type="checkbox"/> 停電（電柱倒壊・電線切断）									
	電話	<input type="checkbox"/> 不通（電柱倒壊・電話線切断）									
	ガス	<input type="checkbox"/> ガス漏れ									

【様式2号】

被害状況報告書

(班長が作成する報告書 → 地区対策本部へ提出する報告書)

記入した日時		平成 年 月 日 () 時 分			
地区名		班		世帯数	

【人的被害】

世帯主氏名	世帯員数	全員無事○印	重体者氏名 (死者含む)	負傷者氏名		安否不明者氏名 ※確認できない者の氏名を記載	全壊	半壊	全焼	半焼	一部破損	床上浸水	床下浸水
				重傷者 (歩行不可能)	軽傷者 (歩行可能)								
未加入世帯は組長からの報告書の通り													

【非住家被害】

文教施設	全壊	棟	その他 公共施設	全壊	棟	医療施設	全壊	棟	その他	全壊	棟
	半壊	棟		半壊	棟		半壊	棟		半壊	棟

道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下 状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽）） 場所： <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; text-align: center; color: red;">組長からの報告書の通り</div>					
	河川・土砂	<input type="checkbox"/> 堤防決壊 <input type="checkbox"/> 護岸崩落 <input type="checkbox"/> 土砂流入 <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 山崩れ <input type="checkbox"/> 土石流 場所： <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; text-align: center; color: red;">組長からの報告書の通り</div>				
ライフライン		上水道	<input type="checkbox"/> 配管破裂 <input type="checkbox"/> 断水 <input type="checkbox"/> 水量減少 <input type="checkbox"/> にごり			
	下水道	<input type="checkbox"/> 配管破裂 <input type="checkbox"/> 逆流				
	電気	<input type="checkbox"/> 停電（電柱倒壊・電線切断）				
	電話	<input type="checkbox"/> 不通（電柱倒壊・電話線切断）				
	ガス	<input type="checkbox"/> ガス漏れ				
組長からの報告書の通り						

【様式3号】

被害状況報告書

(地区対策本部が作成する報告書 → 上郷対策本部へ提出する報告書)

記入した日時	平成 年 月 日() 時 分				
地区名		世帯数		報告者	

【人的被害】

死者	人	備考	
重体者	人		
負傷者	重傷者		人
	軽傷者		人
不在者(安否不明者)	人		

【住家被害】

全壊	世帯	備考
半壊	世帯	
全焼	世帯	
半焼	世帯	
一部破損	世帯	
床上浸水	世帯	
床下浸水	世帯	

【非住家被害】

文教施設	全壊	棟	備考
	半壊	棟	
その他 公共建物	全壊	棟	
	半壊	棟	
医療施設	全壊	棟	
	半壊	棟	
その他	全壊	棟	
	半壊	棟	

ライフライン	上水道	<input type="checkbox"/> 配管破裂 <input type="checkbox"/> 断水 <input type="checkbox"/> 水量減少 <input type="checkbox"/> にごり
	下水道	<input type="checkbox"/> 配管破裂 <input type="checkbox"/> 逆流
	電気	<input type="checkbox"/> 停電(電柱倒壊・電線切断)
	電話	<input type="checkbox"/> 不通(電柱倒壊・電話線切断)
	ガス	<input type="checkbox"/> ガス漏れ <input type="checkbox"/> 供給停止
	備考	

【裏面あり】

道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下
	状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽））
	場所：
道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下
	状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽））
	場所：
道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下
	状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽））
	場所：
道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下
	状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽））
	場所：
道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下
	状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽））
	場所：
道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下
	状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽））
	場所：
河川・土砂	<input type="checkbox"/> 堤防決壊 <input type="checkbox"/> 護岸崩落 <input type="checkbox"/> 土砂流入 <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 山崩れ <input type="checkbox"/> 土石流
	場所：
河川・土砂	<input type="checkbox"/> 堤防決壊 <input type="checkbox"/> 護岸崩落 <input type="checkbox"/> 土砂流入 <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 山崩れ <input type="checkbox"/> 土石流
	場所：
河川・土砂	<input type="checkbox"/> 堤防決壊 <input type="checkbox"/> 護岸崩落 <input type="checkbox"/> 土砂流入 <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 山崩れ <input type="checkbox"/> 土石流
	場所：

【様式4号】

被害状況報告書

(上郷対策本部が作成する報告書)

無線機 (かみさとNo.)				記入した日時	平成 年 月 日 () 時 分					
本部	1				地区名	上郷地区	世帯数	報告者		
上黒田	10	北条	35							
下黒田北	15	飯沼南	40							
下黒田南	20	南条	45							
下黒田東	25	別府上	50							
丹保	30	別府下	55							

【人的被害】

死者	人	備考	
重体者	人		
負傷者	重傷者		人
	軽傷者		人
不在者(安否不明者)	人		

【住家被害】

全壊	世帯	備考
半壊	世帯	
全焼	世帯	
半焼	世帯	
一部破損	世帯	
床上浸水	世帯	
床下浸水	世帯	

【非住家被害】

文教施設	全壊	棟	備考
	半壊	棟	
その他 公共建物	全壊	棟	
	半壊	棟	
医療施設	全壊	棟	
	半壊	棟	
その他	全壊	棟	
	半壊	棟	

ライフライン	上水道	<input type="checkbox"/> 配管破裂 <input type="checkbox"/> 断水 <input type="checkbox"/> 水量減少 <input type="checkbox"/> にごり
	下水道	<input type="checkbox"/> 配管破裂 <input type="checkbox"/> 逆流
	電気	<input type="checkbox"/> 停電(電柱倒壊・電線切断)
	電話	<input type="checkbox"/> 不通(電柱倒壊・電話線切断)
	ガス	<input type="checkbox"/> ガス漏れ <input type="checkbox"/> 供給停止
	備考	

【裏面あり】

道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下 状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽）） 場所：
道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下 状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽）） 場所：
道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下 状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽）） 場所：
道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下 状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽）） 場所：
道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下 状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽）） 場所：
道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下 状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽）） 場所：
河川・土砂	<input type="checkbox"/> 堤防決壊 <input type="checkbox"/> 護岸崩落 <input type="checkbox"/> 土砂流入 <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 山崩れ <input type="checkbox"/> 土石流 場所：
河川・土砂	<input type="checkbox"/> 堤防決壊 <input type="checkbox"/> 護岸崩落 <input type="checkbox"/> 土砂流入 <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 山崩れ <input type="checkbox"/> 土石流 場所：
河川・土砂	<input type="checkbox"/> 堤防決壊 <input type="checkbox"/> 護岸崩落 <input type="checkbox"/> 土砂流入 <input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 山崩れ <input type="checkbox"/> 土石流 場所：

被害状況報告書

(上郷本部及び地区本部が取りまとめ報告)

No.		記入日時		
地区名		報告者氏名		受信者氏名

1 被害状況

道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下			
	状況： <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可（徒歩・車（大・普・軽））			
	場所：		被害状況	

河川・水路	<input type="checkbox"/> 堤防決壊 <input type="checkbox"/> 護岸崩落 <input type="checkbox"/> 土砂流入		
	場所：		被害状況

土砂	<input type="checkbox"/> 崖崩れ <input type="checkbox"/> 山崩れ <input type="checkbox"/> 土石流		
	場所：		被害状況

建物	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水			
	場所：		被害状況	

2 被害の経過

年月日	時間	報告者	内容	受信者

建物被災状況チェックシート (コンクリート造建築物用)

★避難所を開設するにあたっては、震災建築物応急危険度判定士により避難所となる施設の安全性を確認することとなっていますが、判定士が被災等により判定活動ができない又は判定が避難所の開設に間に合わない等の状況も想定されます。
このチェックシートは、このような場合に、避難所となる建物の状況について暫定的に安全性を確認し、避難所を開設するために活用いただくものです。

避難所施設名 _____

点検実施日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

点検実施者名 _____

<手順>

1. 避難所となる建物が、本チェックシートによる点検を行うまでもなく一見して危険と判断できる場合は、地区拠点本部へ連絡し、他の避難所への移動等必要な対応について指示を受けてください。この場合には、貼り紙をするなどして建物への立入禁止措置及び他の避難所への案内を行ってください。
2. 建物を避難所として開設するに先立ち、地区のまちづくり委員会のメンバー等（2人以上で行うことが望ましい）が危険箇所や余震に十分注意しながら、本チェックシートを使って目視による点検を行います。
3. まずは建物の外部から質問1～7について目視点検を行います。

次の質問の該当するところに○をつけてください。

質 問	該 当 項 目
1. 建物周囲に地すべりや地割れなどが生じていますか？	I いいえ III 生じている
2. 隣接する建物や擁壁などが崩れて影響が生じていますか？	I いいえ III 被害が出ている又は被害が出そうである
3. 正面及び側面から見て建物が傾斜していますか？	I いいえ II 傾斜しているような感じがする III 明らかに傾斜している
4. 建物の柱、はり部分に壊れている箇所がありますか？	I いいえ II 部分的な亀裂や表面の剥落がある III 柱やはりが壊れて内部の鉄筋が見える
5. コンクリート壁に壊れている箇所がありますか？	I いいえ又は継ぎ目部分に割れが生じている程度 II 部分的な亀裂や表面の剥落がある III ひどく割れが生じている、ひどく壊れている
6. 屋根材が落下していますか？	I いいえ II 一部ずれて落下しそう又は一部落下している III 1/2以上で屋根材のずれや落下、破損がある
7. ガラスが割れていますか？	I いいえ II 数枚割れている又はひび割れ程度 III 窓枠自体が落下してくる危険がある

<手順>

4. 質問 1～7 を集計します。

I	II	III

5. 質問 1～7 について II 及び III の答えが一つでもある場合は、建物内に立ち入ることは危険ですので、建物内における質問 8～12 の点検を行わず、手順 7 へ進んでください。

質問 1～7 について I のみの場合は、危険箇所や余震に十分注意しながら建物内部に入り、次の質問 8～12 について目視点検を行います。

次の質問の該当するところに○をつけてください。

質 問	該 当 項 目
8. 内部の壁が壊れていますか？	I いいえ又は継ぎ目部分に割れが生じている程度 II 部分的な亀裂や表面の剥落がある III ひどく割れが生じている、ひどく壊れている
9. 床が壊れていますか？	I いいえ II 少し傾いている、少し下がっている III 大きく傾いている、大きく下がっている
10. 建具やドアが壊れていますか？	I いいえ II 建具やドアが動きにくい、一部動かない III 全体の 1/2 以上の建具やドアが動かない
11. 天井、照明器具が落下していますか？	I いいえ II 落下しかけている、一部落下している III 全体の 1/2 以上で落下している
12. 質問4, 5, 7について、内部の状況により項目の評価を修正してください。	
13. その他、目についた被害を記入してください。 (例: 塀が壊れた、水・ガスが漏れている、家具が倒れているなど)	

<手順>

6. 質問 1～11 を集計します。

I	II	III

7. 必要な対応を取ります。

IIIの答えが一つでもある場合は、『危険』です。

施設内へは立ち入らず、地区拠点本部へ連絡し、他の避難所への移動等必要な対応について指示を受けてください。この場合には、貼り紙をするなどして建物への立入禁止措置及び他の避難所への案内を行ってください。

IIの答えが一つでもある場合は『要注意』です。

施設内へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等必要な対応について指示を受けてください。この場合には、貼り紙をするなどして建物への立入禁止措置及び他の避難所への案内を行ってください。

被害の程度が軽く、専門家による応急的な補強や修繕を行うことが可能な場合には、必要な措置を講じた後に再度本チェックシートにより点検を行ってください。

Iのみの場合は『安全』と思われます。

危険箇所に注意し、避難所を開設します。

8. このチェックシートは、判定に来た応急危険度判定士へ渡してください。

建物被災状況チェックシート (鉄骨造建築物用)

★避難所を開設するにあたっては、震災建築物応急危険度判定士により避難所となる施設の安全性を確認することとなっていますが、判定士が被災等により判定活動ができない又は判定が避難所の開設に間に合わない等の状況も想定されます。
このチェックシートは、このような場合に、避難所となる建物の状況について暫定的に安全性を確認し、避難所を開設するために活用いただくものです。

避難所施設名 _____

点検実施日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

点検実施者名 _____

＜手順＞

1. 避難所となる建物が、本チェックシートによる点検を行うまでもなく一見して危険と判断できる場合は、地区拠点本部へ連絡し、他の避難所への移動等必要な対応について指示を受けてください。この場合には、貼り紙をするなどして建物への立入禁止措置及び他の避難所への案内を行ってください。
2. 建物を避難所として開設するに先立ち、地区のまちづくり委員会のメンバー等（2人以上で行うことが望ましい）が危険箇所や余震に十分注意しながら、本チェックシートを使って目視による点検を行います。
3. まずは建物の外部から質問1～7について目視点検を行います。

次の質問の該当するところに○をつけてください。

質 問	該 当 項 目
1. 建物周囲に地すべりや地割れなどが生じていますか？	I いいえ III 生じている
2. 隣接する建物や擁壁などが崩れて影響が生じていますか？	I いいえ III 被害が出ている又は被害が出そうである
3. 正面及び側面から見て建物が傾斜していますか？	I いいえ II 傾斜しているような感じがする III 明らかに傾斜している
4. 建物の鉄骨部分(柱、はり、筋かい、柱の根元部)に壊れている箇所がありますか？	I いいえ II 部分的に破断や溶接部の亀裂がある III 柱やはりに曲がりが生じている、壊れている
5. 外壁モルタルや外装パネルが落下していますか？	I いいえ又は継ぎ目部分に割れが生じている程度 II 部分的な亀裂や表面の剥落がある III ひどく割れが生じている、ひどく壊れている
6. 屋根材が落下していますか？	I いいえ II 一部ずれて落下しそう又は一部落下している III 1/2 以上で屋根材のずれや落下、破損がある
7. ガラスが割れていますか？	I いいえ II 数枚割れている又はひび割れ程度 III 窓枠自体が落下してくる危険がある

<手順>

4. 質問 1～7 を集計します。

I	II	III

5. 質問 1～7 について II 及び III の答えが一つでもある場合は、建物内に立ち入ることは危険ですので、建物内における質問 8～12 の点検を行わず、手順 7 へ進んでください。
 質問 1～7 について I のみの場合は、危険箇所や余震に十分注意しながら建物内部に入り、次の質問 8～12 について目視点検を行います。

次の質問の該当するところに○をつけてください。

質 問	該 当 項 目
8. 内部の壁が壊れていますか？	I いいえ又は継ぎ目部分に割れが生じている程度 II 部分的な亀裂や表面の剥落がある III ひどく割れが生じている、ひどく壊れている
9. 床が壊れていますか？	I いいえ II 少し傾いている、少し下がっている III 大きく傾いている、大きく下がっている
10. 建具やドアが壊れていますか？	I いいえ II 建具やドアが動きにくい、一部動かない III 全体の 1/2 以上の建具やドアが動かない
11. 天井、照明器具が落下していますか？	I いいえ II 落下しかけている、一部落下している III 全体の 1/2 以上で落下している
12. 質問7について、内部のガラスの状況により項目の評価を修正してください。	
13. その他、目についた被害を記入してください。 (例: 塀が壊れた、水・ガスが漏れている、家具が倒れているなど)	

<手順>

6. 質問 1～11 を集計します。

I	II	III

7. 必要な対応を取ります。

IIIの答えが一つでもある場合は、『危険』です。

施設内へは立ち入らず、地区拠点本部へ連絡し、他の避難所への移動等必要な対応について指示を受けてください。この場合には、貼り紙をするなどして建物への立入禁止措置及び他の避難所への案内を行ってください。

IIの答えが一つでもある場合は、『要注意』です。

施設内へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等必要な対応について指示を受けてください。この場合には、貼り紙をするなどして建物への立入禁止措置及び他の避難所への案内を行ってください。

被害の程度が軽く、専門家による応急的な補強や修繕を行うことが可能な場合には、必要な措置を講じた後に再度本チェックシートにより点検を行ってください。

Iのみの場合は、『安全』と思われます。

危険箇所に注意し、避難所を開設します。

8. このチェックシートは、判定に来た応急危険度判定士へ渡してください。

建物被災状況チェックシート (木造建築物用)

★避難所を開設するにあたっては、震災建築物応急危険度判定士により避難所となる施設の安全性を確認することとなっていますが、判定士が被災等により判定活動ができない又は判定が避難所の開設に間に合わない等の状況も想定されます。
このチェックシートは、このような場合に、避難所となる建物の状況について暫定的に安全性を確認し、避難所を開設するために活用いただくものです。

避難所施設名 _____

点検実施日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 _____

点検実施者名 _____

＜手順＞

1. 避難所となる建物が、本チェックシートによる点検を行うまでもなく一見して危険と判断できる場合は、地区拠点本部へ連絡し、他の避難所への移動等必要な対応について指示を受けてください。この場合には、貼り紙をするなどして建物への立入禁止措置及び他の避難所への案内を行ってください。
2. 建物を避難所として開設するに先立ち、地区のまちづくり委員会のメンバー等（2人以上で行うことが望ましい）が危険箇所や余震に十分注意しながら、本チェックシートを使って目視による点検を行います。
3. まずは建物の外部から質問1～7について目視点検を行います。

次の質問の該当するところに○をつけてください。

質 問	該 当 項 目
1. 建物周囲に地すべりや地割れなどが生じていますか？	I いいえ III 生じている
2. 隣接する建物や擁壁などが崩れて影響が生じていますか？	I いいえ III 被害が出ている又は被害が出そうである
3. 建物の足下(基礎部分)が壊れていますか？	I いいえ又は細かい割れが生じている程度 II 部分的な亀裂や表面の剥落がある III 亀裂により段差が生じている、壊れている
4. 正面及び側面から見て建物が傾斜していますか？	I いいえ II 傾斜しているような感じがする III 明らかに傾斜している
5. 外壁モルタルや外装パネルが落下していますか？	I いいえ又は継ぎ目部分に割れが生じている程度 II 部分的な亀裂や表面の剥落がある III ひどく割れが生じている、ひどく壊れている
6. 屋根材が落下していますか？	I いいえ II 一部ずれて落下しそう又は一部落下している III 1/2 以上がずれている又は落下している
7. ガラスが割れていますか？	I いいえ II 数枚割れている又はひび割れ程度 III 窓枠自体が落下してくる危険がある

<手順>

4. 質問 1～7 を集計します。

I	II	III

5. 質問 1～7 について II 及び III の答えが一つでもある場合は、建物内に立ち入ることは危険ですので、建物内における質問 8～12 の点検を行わず、手順 7 へ進んでください。

質問 1～7 について I のみの場合は、危険箇所や余震に十分注意しながら建物内部に入り、次の質問 8～12 について目視点検を行います。

次の質問の該当するところに○をつけてください。

質 問	該 当 項 目
8. 内部の壁が壊れていますか？	I いいえ又は継ぎ目部分に割れが生じている程度 II 部分的な亀裂や表面の剥落がある III ひどく割れが生じている、ひどく壊れている
9. 床が壊れていますか？	I いいえ II 少し傾いている、少し下がっている III 大きく傾いている、大きく下がっている
10. 建具やドアが壊れていますか？	I いいえ II 建具やドアが動きにくい III 全体の 1/2 以上の建具やドアが動かない
11. 天井、照明器具が落下していますか？	I いいえ II 落下しかけている、一部落下している III 全体の 1/2 以上で落下している
12. 質問7について、内部のガラスの状況により項目の評価を修正してください。	
13. その他、目についた被害を記入してください。 (例: 塀が壊れた、水・ガスが漏れている、家具が倒れているなど)	

<手順>

6. 質問 1～11 を集計します。

I	II	III

7. 必要な対応を取ります。

IIIの答えが一つでもある場合は、『危険』です。

施設内へは立ち入らず、地区拠点本部へ連絡し、他の避難所への移動等必要な対応について指示を受けてください。この場合には、貼り紙をするなどして建物への立入禁止措置及び他の避難所への案内を行ってください。

IIの答えが一つでもある場合は、『要注意』です。

施設内へは立ち入らず、災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等必要な対応について指示を受けてください。この場合には、貼り紙をするなどして建物への立入禁止措置及び他の避難所への案内を行ってください。

被害の程度が軽く、専門家による応急的な補強や修繕を行うことが可能な場合には、必要な措置を講じた後に再度本チェックシートにより点検を行ってください。

Iのみの場合は、『安全』とされます。

危険箇所に注意し、避難所を開設します。

8. このチェックシートは、判定に来た応急危険度判定士へ渡してください。

上郷地域災害対策本部員活動記録

(本部員用)

平成 年 月 日

番号	役職名	氏名	参集時間	活動記録
例	安全点検班	〇〇〇〇	8:00	① 〇時〇分に、被害箇所〇〇〇〇へ赴き確認、〇時〇分に本部へ帰る。
			:	
			:	
			:	

上郷地域災害対策本部員活動記録

(本部員用)

平成 年 月 日

番号	役職名	氏名	参集時間	活動記録
			:	
			:	
			:	
			:	

上郷地域災害対策本部受付簿

平成 年 月 日

番 号	役 職 名	氏 名	参 集 時 間
例	安全点検班	○○○○○	8 : 0 0
1			:
2			:
3			:
4			:
5			:
6			:
7			:
8			:
9			:
10			:
11			:
12			:
13			:
14			:
15			:

各地区災害対策本部活動状況取りまとめ表

平成 年 月 日 時 分現在

地 区	本部 設置時間	参集 人数	活 動 状 況	指 示 事 項
上黒田	:	避難所世帯		
		避難所人数		
		在宅世帯		
		在宅人数		
		合計世帯		
合計人数				
下北	:	避難所世帯		
		避難所人数		
		在宅世帯		
		在宅人数		
		合計世帯		
合計人数				
下南	:	避難所世帯		
		避難所人数		
		在宅世帯		
		在宅人数		
		合計世帯		
合計人数				
下東	:	避難所世帯		
		避難所人数		
		在宅世帯		
		在宅人数		
		合計世帯		
合計人数				
丹保	:	避難所世帯		
		避難所人数		
		在宅世帯		
		在宅人数		
		合計世帯		
合計人数				
飯南	:	避難所世帯		
		避難所人数		
		在宅世帯		
		在宅人数		
		合計世帯		
合計人数				
北条	:	避難所世帯		
		避難所人数		
		在宅世帯		
		在宅人数		
		合計世帯		
合計人数				

南条	:	避難所世帯			
		避難所人数			
		在宅世帯			
		在宅人数			
		合計世帯			
合計人数					
別上	:	避難所世帯			
		避難所人数			
		在宅世帯			
		在宅人数			
		合計世帯			
合計人数					
別下	:	避難所世帯			
		避難所人数			
		在宅世帯			
		在宅人数			
		合計世帯			
合計人数					

【様式第9号】

※同居家族全員の情報をご記入ください。
 ※内容に変更がある場合は、速やかに係に報告してください。

避難者名簿（世帯単位）

No.

①避難所名		②避難日時	年	月	日	時	分
-------	--	-------	---	---	---	---	---

③ 自宅住所 電話番号	〒 -	④地区名	
	()-	⑤組合	-

⑥氏名(年齢)	性別	続柄	⑦避難の状況等	⑧健康等	⑨備考
ふりがな	男 ・ 女		<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している (どこですか?) <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> 平常 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 要援護 <input type="checkbox"/> 内服薬あり	
(才)					
ふりがな	男 ・ 女		<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している (どこですか?) <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> 平常 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 要援護 <input type="checkbox"/> 内服薬あり	
(才)					
ふりがな	男 ・ 女		<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している (どこですか?) <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> 平常 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 要援護 <input type="checkbox"/> 内服薬あり	
(才)					
ふりがな	男 ・ 女		<input type="checkbox"/> この避難所に避難している <input type="checkbox"/> 自宅に残っている <input type="checkbox"/> 他の場所に避難している (どこですか?) <input type="checkbox"/> 連絡がとれない	<input type="checkbox"/> 平常 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 要援護 <input type="checkbox"/> 内服薬あり	
(才)					

家族の中に、入れ歯やめがねの不備、病気や食事制限などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があつたらお書きください。

⑪家屋の被害状況	全壊・半壊・一部破損・断水・停電・ガス停止・電話不通
----------	----------------------------

⑫親族などの連絡先 電話番号	〒 - () -
-------------------	--------------

⑬安否の問い合わせがあつた場合、住所・氏名を答えてもよいですか	はい・いいえ
---------------------------------	--------

退所年月日	(退所先) 〒 -
年 月 日	() -

備考(この欄には記入しないでください)

避難所活動状況一覧表

平成 年 月 日
時 分 現在

避難所名	所在 地区	設置 時間	避難者数		活動状況	指示事項
飯田風越 高等学校 体育館	上黒田	:	避難所世帯			
			避難所人数			
			在宅世帯			
			在宅人数			
			合計世帯			
合計人数						
上黒田 集落センター	上黒田	:	避難所世帯			
			避難所人数			
			在宅世帯			
			在宅人数			
			合計世帯			
合計人数						
黒田 研修センター	下黒田 北	:	避難所世帯			
			避難所人数			
			在宅世帯			
			在宅人数			
			合計世帯			
合計人数						
上郷西 保育園	下黒田 北	:	避難所世帯			
			避難所人数			
			在宅世帯			
			在宅人数			
			合計世帯			
合計人数						
高松 保育園	下黒田 南	:	避難所世帯			
			避難所人数			
			在宅世帯			
			在宅人数			
			合計世帯			
合計人数						
高陵中学校 体育館	下黒田 東	:	避難所世帯			
			避難所人数			
			在宅世帯			
			在宅人数			
			合計世帯			
合計人数						
上郷体育館	下黒田 東	:	避難所世帯			
			避難所人数			
			在宅世帯			
			在宅人数			
			合計世帯			
合計人数						

下黒田東 コミュニティ 消防センター	下黒田 東	:	避難所世帯		
			避難所人数		
			在宅世帯		
			在宅人数		
			合計世帯		
			合計人数		
飯田 高等学校 体育館	下黒田 南	:	避難所世帯		
			避難所人数		
			在宅世帯		
			在宅人数		
			合計世帯		
			合計人数		
下南 多世代 交流プラザ	下黒田 南	:	避難所世帯		
			避難所人数		
			在宅世帯		
			在宅人数		
			合計世帯		
			合計人数		
丹保 研修センター	丹保	:	避難所世帯		
			避難所人数		
			在宅世帯		
			在宅人数		
			合計世帯		
			合計人数		
上郷 なかよし 保育園	丹保	:	避難所世帯		
			避難所人数		
			在宅世帯		
			在宅人数		
			合計世帯		
			合計人数		
上郷小学校 体育館	飯沼南	:	避難所世帯		
			避難所人数		
			在宅世帯		
			在宅人数		
			合計世帯		
			合計人数		
上郷公民館	飯沼南	:	避難所世帯		
			避難所人数		
			在宅世帯		
			在宅人数		
			合計世帯		
			合計人数		
飯沼南 自治会館	飯沼南	:	避難所世帯		
			避難所人数		
			在宅世帯		
			在宅人数		
			合計世帯		
			合計人数		

福祉企業 センター 飯沼分場	北条	:	避難所世帯			
			避難所人数			
			在宅世帯			
			在宅人数			
			合計世帯			
合計人数						
南条 集落センター	南条	:	避難所世帯			
			避難所人数			
			在宅世帯			
			在宅人数			
			合計世帯			
合計人数						
上郷 休養センター	南条	:	避難所世帯			
			避難所人数			
			在宅世帯			
			在宅人数			
			合計世帯			
合計人数						
別府上 コミュニティ センター	別府上	:	避難所世帯			
			避難所人数			
			在宅世帯			
			在宅人数			
			合計世帯			
合計人数						
飯田 産業 センター	別府下	:	避難所世帯			
			避難所人数			
			在宅世帯			
			在宅人数			
			合計世帯			
合計人数						
別府 児童館	別府下	:	避難所世帯			
			避難所人数			
			在宅世帯			
			在宅人数			
			合計世帯			
合計人数						

本部無線機（かみさと1）各地区：○数字

避難者及び被害状況全地区別集計表

（各地区からの報告内容を上郷対策本部が集計）

地区名無線機 No. 地区本部	避難所名	避難者数		在宅避難		人的被害					住宅被害						非住宅	特記事項	
		世帯	人数	世帯	人数	死者	重体	重症	軽傷	不在 (安否不明)	全壊	半壊	全焼	半壊	半焼	床上浸水			床下浸水
上黒田⑩ 上黒田 集落センター																			
下黒田北⑮ 黒田研修センター																			
下黒田南⑳ 多世代交流プラザ																			
下黒田東㉕ コミュニティ 消防センター																			
丹保㉙ 丹保研修センター																			
北条㉛ イオン飯田店																			
飯沼南④⑩ 飯沼南自治会館																			
南条④⑮ 上郷休養センター																			
別府上⑤⑩ 別府上 コミュニティセンター																			
別府下⑤⑮ 別府児童館																			

地区名	※道路、河川・土砂、ライフラインの被害状況
上 黒 田	
下 黒 田 北	
下 黒 田 南	
下 黒 田 東	
丹 保	
北 条	
飯 沼 南	
南 条	
別 府 上	
別 府 下	

